第4期下諏訪町障がい者計画 第7期下諏訪町障がい福祉計画 第3期下諏訪町障がい児福祉計画



令和6年3月 長野県下諏訪町

あいさつ

当町では「第3期下諏訪町障がい者計画」「第6期 下諏訪町障がい福祉計画・第2期下諏訪町障がい児 福祉計画」に基づき、相談支援体制や障がい福祉サ ービスの充実など、諸施策を総合的に推進してまい りました。

諏訪圏域で高齢化率が高い当町では、親亡き後の



問題や障がいの重度化・重複化、障がいのある児童の不登校、障がい児から障がい者に変わる際の支援の在り方などの課題があることを踏まえ、当町の障がい者施策の基本的な方向性を定めた、令和6(2024)年度を初年度とする「第4

い者施東の基本的な方向性を定めた、令和 6 (2024) 年度を初年度とする「第一期下諏訪町障がい者計画」を策定いたしました。また、本計画との整合性を図りながら、今後のサービス提供体制を計画的に確保するための方策や必要量を見込んだ「第7期下諏訪町障がい福祉計画・第3期下諏訪町障がい児福祉計画」をあわせて策定いたしました。

障がいのある方一人ひとりの個性や能力が尊重され、意思決定の支援を受けながら、この住み慣れた当町で、いつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう『誰もが自分らしく、いきいきと、支え合うまち 下諏訪』を基本理念として掲げ、障がいの有無によって分け隔てなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域づくりのために、諸施策を推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員会の委員の皆さま、ヒアリング調査に対応していただいた多くの関係団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和6年3月

下諏訪町長 宮坂 徹

目次

第1	草	計通	画策定にあたって	
	第丨	節	計画策定の背景と趣旨	1
	第2	節	計画の位置付け	3
	第3	節	計画の期間	4
	第4	節	計画の策定体制	4
第2	2章	障力	がい者・障がい児の現状	5
	第1	節	統計データからみる本町の状況	5
	第2	節	アンケート調査からみた障がい者の状況	13
	第3	節	本町の障がい者を取り巻く現状と課題	29
第3	3章	本計	計画の基本的な考え方	31
	第丨	節	基本理念	31
	第2	節	基本目標と施策の方向性	32
	第3	節	施策の体系	33
第4	l章	施領	策の展開	34
	基本	目標I	I 暮らしを豊かにするまちづくり	34
	基本	目標 2	2 多様な育ちに寄り添いはぐくむまちづくり	43
	基本	目標 3	3 安心・快適に暮らせるまちづくり	46
第5	章	第7	7期下諏訪町障がい福祉計画・第3期下諏訪町障がい児福祉	計画
		• •		57
	第1	節	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針	57
	第2	節	障がい福祉サービスの体系	59
	第3	節	第7期下諏訪町障がい福祉計画	60
	第4	節	第3期下諏訪町障がい児福祉計画	82
資料	斗編			89
	١.	計画の	の策定経過	89
			委員会設置要綱	
			委員名簿	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

◆国の動き

国の障がい者施策は、昭和 45 年の「心身障害者対策基本計画」から始まり、平成 5 年には、障がいのある人の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がいのある人の範囲に加えるなど「障害者基本法」を大きく改正し、障がい者施策の推進が図られ、平成 16 年の「障害者基本計画」の改正と平成 17 年の「障害者自立支援法」の施行により、各自治体に「障害者計画」と「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。その後、平成 25 年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、さらに平成 30 年に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応を図るよう「障害児福祉計画」の策定が各自治体に義務付けられました。

また、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対して、障がい者虐待の防止や障がい者の援護者に対する支援等に関する「障害者虐待防止法」が平成24年に、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する「障害者差別解消法」と、成年後見制度の利用の促進に関する「成年後見制度利用促進法」が平成28年に、雇用分野における障がい者差別を禁止する措置が定められた「障害者雇用促進法」の改正が平成30年に施行されるなど、障がいのある人の虐待防止や早期発見の取組、権利擁護等を目的とする一連の法律が整備されてきました。

近年では、障がい者の情報アクセスや意思疎通に関連する「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が新たに施行され、時代変化に合わせたバリアフリー化が推進されるとともに、合理的配慮の提供や地域で生活を送るための支援強化が進められています。

	近年の主な法整備の動向
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」施行
平成 28 年 4 月	「障害者差別解消法」施行
平成 28 年 5 月	「成年後見制度利用促進法」施行
平成 30 年 4 月	「改正障害者雇用促進法」施行
平成 30 年 4 月	「改正障害者総合支援法」施行
平成 30 年 4 月	「改正児童福祉法」施行
令和元年6月	「読書バリアフリー法」施行
令和4年5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 施行
令和6年4月	「改正障害者差別解消法」施行
令和6年4月	「改正児童福祉法」施行
令和6年4月	「障害者総合支援法等一部改正法」公布

◆町の動き

当町では、障害者基本法に基づき、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいのある人の自立を目指し、誰もが住み慣れた地域で、ありのままに地域住民とともに生きる社会を創ることを目指して、平成 18 年度から「下諏訪町障がい者計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

町では少子高齢化が進行し、支援が必要な高齢者の増加だけでなく、支援が必要な人を支える生産年齢人口が減少しています。また、老老介護や8050問題といった複雑化・複合化したケースも増えており、関係部門が連携して対応しながら適切なサービスや支援につなげられる体制整備の重要性が増してきています。

このような中で、支援が必要な人を地域で支える全世代・全対象型地域包括支援体制をはじめとした地域共生社会を実現する基盤整備が急務であるといえます。

こうした障がい者を取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、町の障がい者施策の基本的な方向性を定める計画として、新たに「第4期下諏訪町障がい者計画」を策定します。同時に、それらを実現するための具体的な数値目標やサービスの提供体制について定める「第7期下諏訪町障がい福祉計画・第3期下諏訪町障がい児福祉計画」を一体的に策定します。



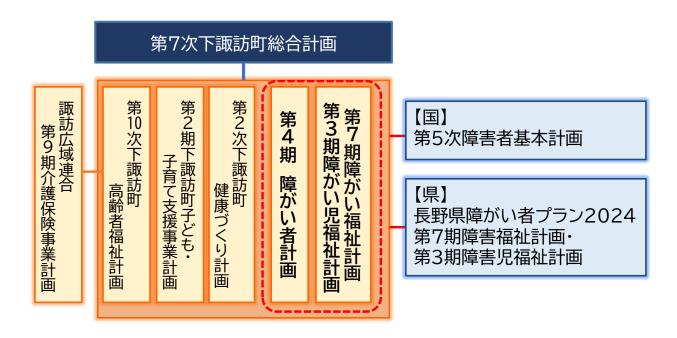
第2節 計画の位置付け

1. 法令等の根拠

「第4期下諏訪町障がい者計画」は、障害者基本法第 II 条第3項に策定が定められている計画であり、本町における障がい者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。「第7期下諏訪町障がい福祉計画」「第3期下諏訪町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20により策定が定められている計画であり、国の定める基本指針に即して、障がいのある人に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定されるものです。

2. 計画の位置付け

本計画はまちづくりの総合的な方向性を定める「第7次下諏訪町総合計画」を最上位 計画として、児童福祉部門や高齢者福祉部門、健康・保健部門等の関連計画と整合を図 るとともに、国や長野県の関連計画と調和しながら推進します。



3. 障がい者・障がい児の定義

本計画で対象とする「障がい者」とは、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、あらゆる障がいを有する人としています。障害者基本法の規定に基づく、身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。高次脳機能障がいや発達障がい、難病患者も対象とします。

また、「障がい児」については、上記に規定される者のうち 18 歳未満の人とします。

4. SDGsの達成に向けた取組

SDGs (持続可能な開発目標)とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の 実現を目指す 2030 年を達成期限とした世界共通の目標で、持続可能な世界を実現する ための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

国では、2016年に実施指針を定め、SDGs の達成に向けた各種の取組を推進しており、地方自治体の役割として、目標達成のための取組の加速化や優良事例の発信を求めていることから、本計画では、総合計画でも位置付けられるゴール I 「貧困をなくそう」、ゴール 3 「すべての人に健康と福祉を」、ゴール 4 「質の高い教育をみんなに」、ゴール 10 「人や国の不平等をなくそう」及びゴール II 「住み続けられるまちづくりを」の達成を目指して、各種施策について取り組んでいきます。











第3節 計画の期間

計画期間は、「第4期障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間、3年ごとに策定が義務付けられている「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。



第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、当事者へのアンケート調査、関係団体ヒアリング等により町の課題やニーズを把握しながら、町民や有識者、関係団体、関係機関などで構成された「下諏訪町障がい者計画、下諏訪町障がい福祉計画及び下諏訪町障がい児福祉計画策定委員会」で協議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く町民等の意見を反映して策定します。

第2章 障がい者・障がい児の現状

第1節 統計データからみる本町の状況

1. 人口の状況

(1)人口・世帯数の推移

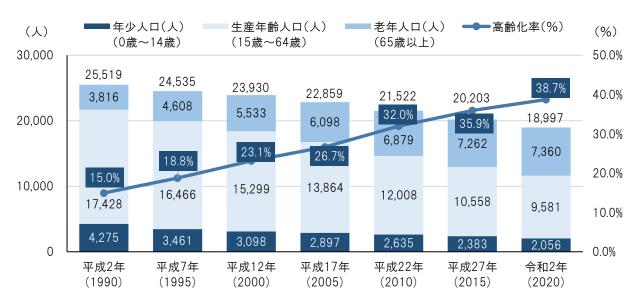
人口は減少傾向にあり、令和2年は初めて2万人を下回りました。人口減少下でも世帯数は平成17年までは増えていましたが、以降は減少に転じ、令和2年は約7,800世帯となっています。



資料:国勢調査

(2)年齢区分別人口と高齢化率の推移

年齢区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加しています。高齢化率は平成22年に3割を超え、令和2年は4割に近づいています。逆に生産年齢人口は5割となっています。

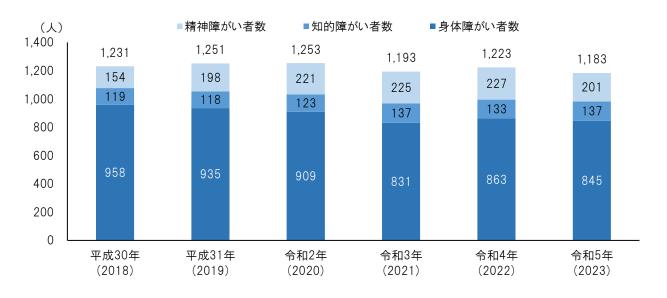


資料:国勢調査

2. 障がい者の状況

(1)障がい者全体の状況(各年3月31日現在)

障がい者数全体の推移をみると、1,200 人程度で前後しており、長期的に大きな変化はありません。令和5年は、身体障がい者が71.4%、知的障がい者が11.6%、精神障がい者が17.0%を占め、身体障がい者が最も多くなっています。

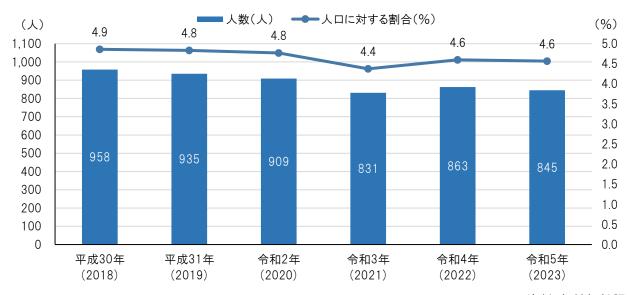


資料:保健福祉課

(2)身体障がい者の状況(各年3月31日現在)

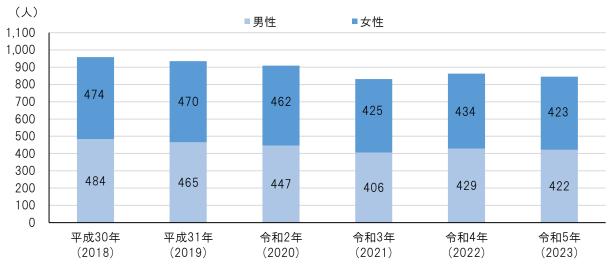
身体障がい者数はこの6年間で100人ほど減少しており、令和5年は845人、人口に対する割合は4.6%となっています。性別の割合はほぼ半々です。年齢別では65歳以上の高齢者が多くを占めています。等級別には重度と中度がそれぞれ400人近くで多くなっています。障がい種別では、肢体不自由と内部障がいが多く、それぞれ400人近くとなっています。

①人数と人口に対する割合



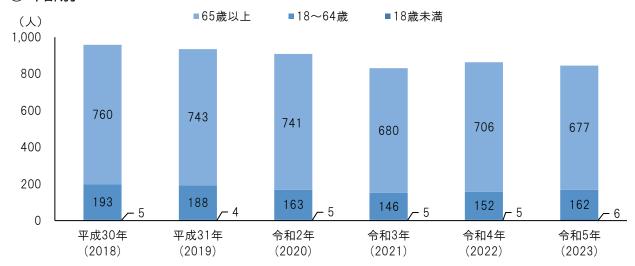
資料:保健福祉課

②性別



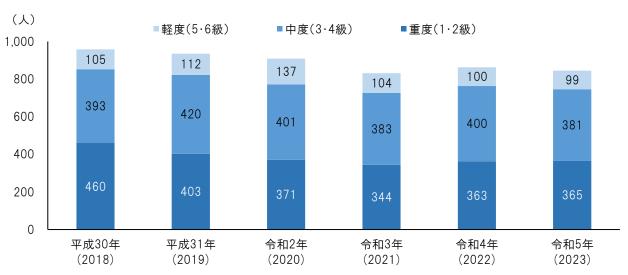
資料:保健福祉課

③ 年齢別



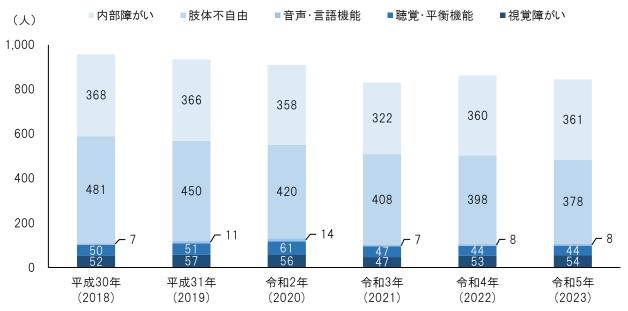
資料:保健福祉課

④ 等級別



資料:保健福祉課

⑤ 障がい種別



資料:保健福祉課

(3)知的障がい者の状況(各年3月31日現在)

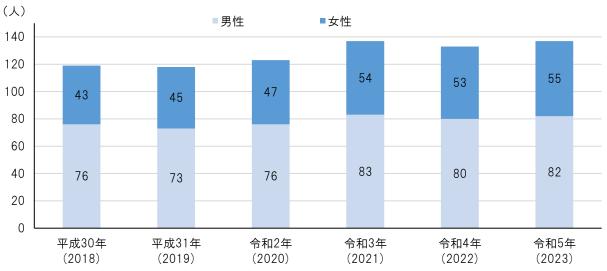
療育手帳所持者(知的障がい者)数はこの6年間で20人程度増え、令和5年は137人、人口に対する割合は0.74%と微増しています。性別の割合は男性の方が女性より多くなっています。年齢別には18~64歳が最も多く、身体障がいのように高齢者の割合が多いということはありません。等級別には軽度が半数近くを占め最も多く、重度は33人(24.1%)となっています。

① 人数と人口に対する割合



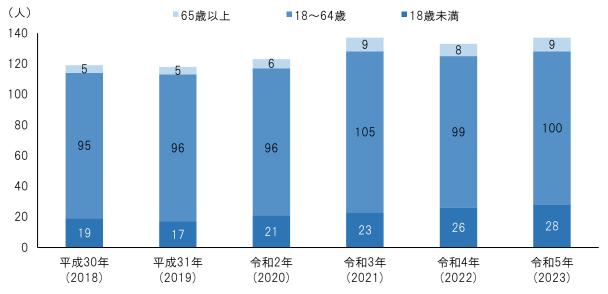
資料:保健福祉課

② 性別



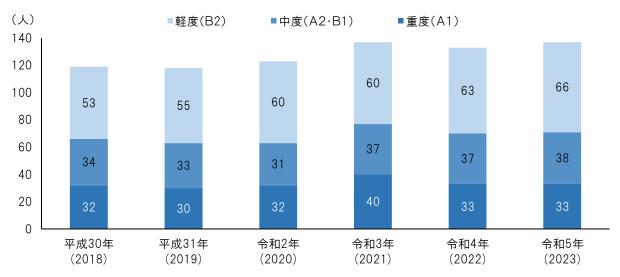
資料:保健福祉課

③ 年齢別



資料:保健福祉課

④ 等級別



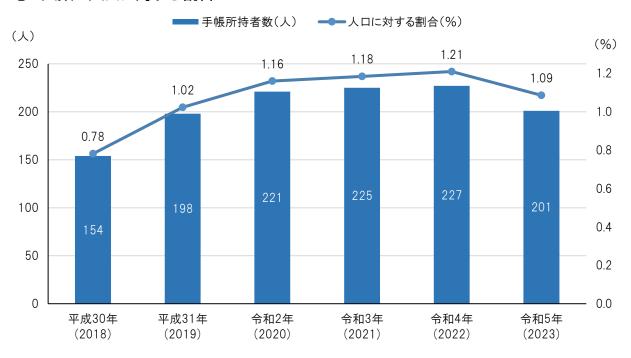
資料:保健福祉課

(4)精神障がい者の状況(各年3月31日現在)

精神障がい者数は増加傾向にありましたが、令和5年は201人で減少に転じています。年齢別にみると、18~64歳が多くを占めています。等級別には、令和5年は障がいの程度の重い1級が82人、2級が95人と多くなっています。等級の割合は大きくは変わっていません。

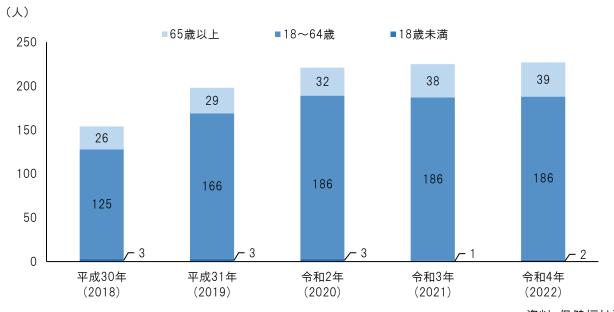
また、自立支援医療(通院)の受給者数は、320人前後で推移しています。

① 人数と人口に対する割合



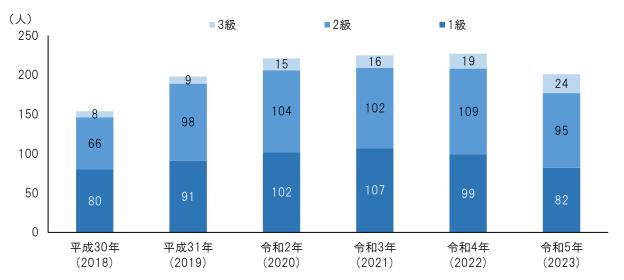
資料:保健福祉課

② 年齢別



資料:保健福祉課

③ 等級別



資料:保健福祉課

④ 自立支援医療(通院)の受給者数

(人)

	平成30年(2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
証交付者数	378	283	324	334	323	323

資料:保健福祉課

(5)障害年金の受給者数(各年3月31日現在)

障害者手帳を持っていなくても対象となる障害年金の受給者数は、令和 4 年は 383 人で、5 年前に比べ 20 人ほど増えています。

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
障害年金 【旧法】	12	11	11	10	8
障害基礎年金【新法】	352	356	361	377	375
合計	364	367	372	387	383

旧法・・・昭和 36 年 4 月 | 日から昭和 61 年 3 月 31 日までに施行されていた国民年金法のこと 新法・・・昭和 61 年 4 月 | 日以降に施行されている現行の国民年金法のこと

資料:住民環境課

(6)特別児童扶養手当受給者数等(各年7月30日現在)

20 歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される特別児童扶養手当は、50 人弱の横ばいで推移しています。

(人)

						(* */
	平成30年 (2018)	平成31年(2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
受給者数	47	43	18	18	46	48
	T/	40	T C	T 4	T 0	T 7
支給対象障害児数	52	48	55	54	53	5/
内 1級	4	3	4	5	6	6
内 2級	48	45	51	49	47	51

資料: 諏訪保健福祉事務所

(7)難病患者の状況

障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から難病の方々が障がい福祉サービスの対象となりました。対象となる難病については、令和 3 年 II 月から、366 疾病に拡大され、医療費助成の対象は、同じく令和 3 年 II 月から、338 疾病に拡大されています。

町では令和5年の特定医療費受給者数は 142人となっており、60代以上が多くなっています。

年代別特定医療費(指定難病)受給者数

(人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
0~9歳	0	0	0	0	0
10~19歳	2	1	1	1	1
20~29歳	6	4	5	5	5
30~39歳	7	9	10	9	8
40~49歳	11	10	11	6	10
50~59歳	16	23	20	19	22
60~69歳	33	31	32	33	34
70~74歳	13	16	19	19	22
75歳以上	52	56	57	44	40
合計	140	150	155	136	142

資料:諏訪保健福祉事務所



第2節 アンケート調査からみた障がい者の状況

【調査概要】

				町内在住の障害者手帳所持者及び自立支援医療受給者、障がい
調	查 対	象	者	福祉サービスの利用者から 1,000 名 (うち障がい児 49 名) を抽
				出
調	查	方	法	質問紙法(郵送等による配布・回収)
調	查	期	間	令和5年8月8日(火)~令和5年8月25日(金)
配	布	ī	数	1,000 件
有	効叵	1 収	数	448件(有効回収率 44.8%)

※小数第二位を四捨五入しているため、単一回答の合計値が100%にならない場合があります

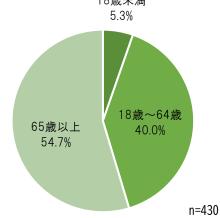
- ※各設問とも無回答を除いた有効数を母数として割合を算出しています
- ※図表の「n」は各設問の母数を意味しています

(1)回答者の主な属性

①年齢

回答者の年齢構成は 18 歳未満が 5.3%、18~64 歳が 40.0%、65 歳以上が 54.7%となっています。 18歳未満

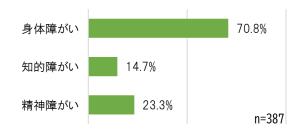
項目	回答者数(人)	割合(%)
19歳以下	24	5.6
20歳代	25	5.8
30歳代	28	6.5
40歳代	40	9.3
50歳代	51	11.9
60歳代	61	14.2
70歳代	92	21.4
80歳以上	109	25.3
合計	430	100.0



② 障がいの種別(障がいの重複あり)

障がいの種別は、身体障害者手帳を持っている方が70.8%で最も多くなっています。

項目	回答者数(人)	割合(%)
身体障がい	274	70.8%
知的障がい	57	14.7%
精神障がい	90	23.3%
回答者数	387	

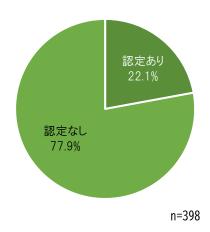


③ 要介護認定と介護サービス利用の状況

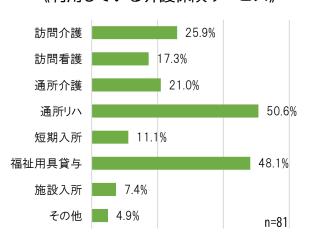
要介護認定を受けている人(40歳以上)は、22.1%、年代別には80歳以上が多くを占めています。また、障がい種別では身体障がいが73人と最も多くなっています。

利用しているサービスは「通所リハ」と「福祉用具貸与」が利用者の約半数を占めており、ともに80歳以上、身体障がい者の利用が多くみられます。

《要介護認定の有無》



《利用している介護保険サービス》



【年代別】要介護認定の状況

		ì
- (٨	
١,	八	

	n	要支援 (1,2)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	受けて いない
40歳代	37	1	1	0	0	0	0	2	35
50歳代	51	0	1	0	2	0	1	4	47
60歳代	60	2	0	2	1	1	3	9	51
70歳代	87	7	4	5	2	1	1	20	67
80歳以上	100	18	20	7	2	3	1	51	49
合計	335	28	26	14	7	5	6	86	249

【年代別】利用している介護保険サービス(複数回答)

(人)

	n	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与	施設 入所	その他
40歳代	4	1	1	0	0	1	1	1	0
50歳代	5	1	1	0	1	2	1	1	1
60歳代	10	4	4	0	7	1	5	1	0
70歳代	15	3	0	6	11	2	7	1	1
80歳以上	45	11	8	11	21	3	24	2	2
合計	79	20	14	17	40	9	38	6	4

【障がい種別】要介護認定の状況

(人)

	n	要支援 (1,2)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	受けて いない
身体障がい	258	20	25	14	5	4	5	73	185
知的障がい	45	2	1	0	1	1	1	6	39
精神障がい	87	3	1	2	0	0	0	6	81

【障がい種別】利用している介護保険サービス(複数回答)

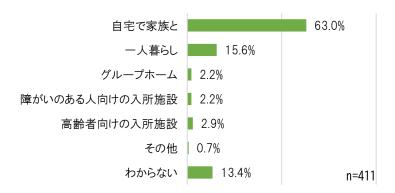
(人)

	n	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与	施設 入所	その他
身体障がい	69	19	13	15	37	6	37	4	3
知的障がい	8	1	0	0	1	3	2	3	0
精神障がい	7	0	1	0	4	0	1	1	1

(2)地域での生活について

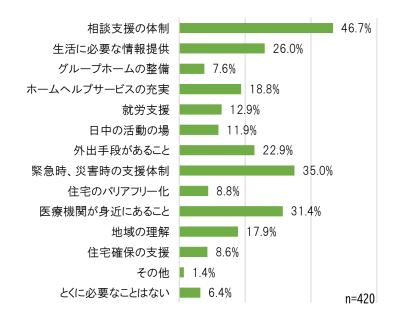
①今後3年以内にどのような暮らし方をしたいか

「自宅で家族と」と回答した方が 63.0%で最も多く、次いで「一人暮らし」が 15.6% となっています。グループホームと合わせると、80.8%の人が地域での生活を希望しています。



②地域で暮らすために必要なこと

地域での暮らしに必要なこととして、「相談支援の体制」を挙げる人が半数近くにの ぼります。次いで、「緊急時・災害時の支援体制」「医療機関が身近にあること」が 3 割以上と高くなっており、何かあった場合の支援体制を必要としている人が多いことが わかります。

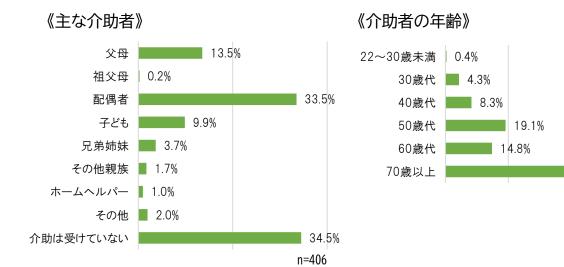


(3)介助者の状況について

①主な介助者

介助を受けている人は 65.5%、介助者は配偶者が最も多く、次いで父母、子どもの順で高くなっています。介助者の年齢は 70 歳以上が過半数となっており、今回のアンケートでは、18 歳未満のヤングケアラーにあたる回答はみられませんでした。

しかし、65 歳以上の障がい者を 70 歳以上の高齢の家族が介助しているケースが多く みられ、高齢化が進行する中、老老介護は大きな問題となっています。



【当事者の年代区分別】介助者の年齢

(%)

53.1%

n=277

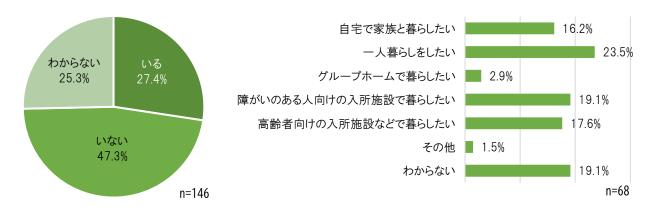
	22~30歳 未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
18歳未満(n=18)	0.0	38.9	22.2	33.3	0.0	5.6
18歳~64歳(n=83)	1.2	4.8	12.0	26.5	24.1	31.3
65歳以上(n=165)	0.0	0.6	4.8	13.9	12.7	67.9

②将来の見通し【介助者が 70 歳以上の場合】

主な介助者が介助できなくなった場合に代わりに介助する方が「いる」と回答した人は 27.4%にとどまり、半数近くが「いない」と回答しています。介助者が介助できなくなっても自宅や一人暮らしを希望する人が少なくありません。

《代わりの介助者の有無》

《介助者が介助できなくなった場合に望む生活》



(4)就労・就学について

①就労状況と仕事の内容

現在就労しているのは、36.1%、年代区分別にみると、18~64 歳の 55.8%、65 歳以上の 18.4%が就労しています。

仕事の内容は「臨時・パート・契約社員」が36.6%で最も高く、次いで「会社員・職員(常勤)」が32.1%です。障がい別にみると、知的障がい者で福祉的就労(B型)、精神障がい者で「臨時・パート・契約社員」の割合が特に高くなっています。



【年代区分別】就労状況

(%)

		, -,
	現在、就労している	どちらでもない
18歳~64歳(n=172)	55.8	43.6
65歳以上(n=179)	18.4	81.6

【障がい種別】仕事の内容

(%)

	自営· 経営者	家業の 手伝い	会社員・職員(常勤)	在宅勤務・ 内職	臨時・ パート・ 契約社員	福祉的就 労(就労継 続支援 A型)	福祉的就 労(就労継 続支援B型)	福祉的就 労(就労移 行支援)	その他	
身体障がい(n=70)	27.1	8.6	32.9	4.3	32.9	0.0	5.7	0.0	1.4	
知的障がい(n=21)	4.8	4.8	28.6	4.8	23.8	0.0	38.1	4.8	4.8	
精神障がい(n=35)	5.7	0.0	22.9	5.7	48.6	5.7	14.3	0.0	2.9	

②仕事をするうえで困っていること(複数回答)

障がい種別に困っていることをみると、身体障がい者、知的障がい者では「とくに困っていることはない」が最も多くなっていますが、精神障がい者で収入の少なさを挙げる人が 61.8%と大変多くなっています。

【障がい種別】仕事をするうえで困っていること

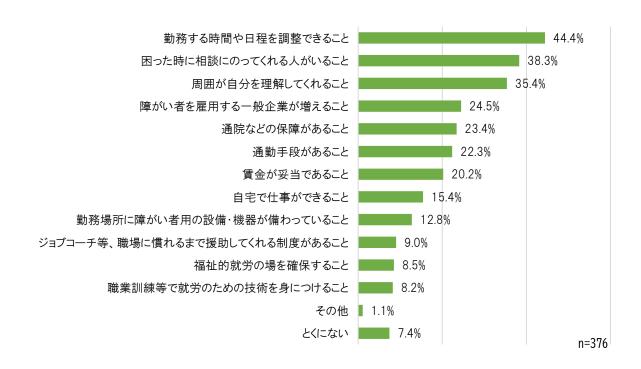
(%)

	収入が 少ない	仕事が難しい	自分に合っ た内容の仕 事がない	障がいに対 する理解およ び配慮不足	職場の 人間関係が 難しい	通勤が大変	トイレなど障 がい者用の 設備が 不十分	職場での身 分が不安定
身体障がい(n=71)	38.0	5.6	5.6	8.5	8.5	5.6	5.6	5.6
知的障がい(n=22)	40.9	0.0	9.1	4.5	13.6	0.0	0.0	0.0
精神障がい(n=34)	61.8	11.8	2.9	5.9	23.5	8.8	2.9	5.9

	昇給や昇進 が平等で ない	その他	とくに困ってい ることはない	
身体障がい(n=71)	5.6	0.0	46.5	
知的障がい(n=22)	13.6	4.5	45.5	
精神障がい(n=34)	8.8	14.7	8.8	

③障がい者が働くために必要な環境(複数回答)

障がい者が働くために必要な環境として、「勤務時間・日程を調整できる」を挙げる 人が最も多く 44.4%、次いで「困った時に相談にのってくれる人がいる」「周囲が自分 を理解してくれること」がそれぞれ 35%以上と高くなっています。



(5)障がい児の教育について

①障がい児の教育や育成にとって必要なこと(複数回答)

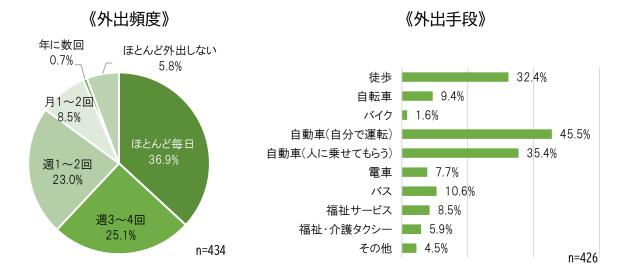
障がい児の教育にとって必要ないこととして、「多くの子どもに障がいのことを知ってもらうこと」を挙げる人が 45.3%で特に多く、次いで「自分に合った学習指導」「家族の心のケア」などが上位となっています。



(6)外出状況について

①外出頻度と主な外出手段(複数回答)

毎日外出している人は 36.9%で、月に 1~2 回より少ない人は 15%となっています。 障がい種別にみると、ほとんど毎日外出する人の割合は精神障がいが最も低くなっています。また、外出手段をみると、身体障がい者と精神障がい者では自分で運転する人が多くいます。知的障がい者では自動車(人に乗せてもらう)が 50.0%と高くなっています。 電車やバスなど公共交通の利用は身体障がい者で少ない傾向がみられます。



【障がい種別】外出頻度

(%)

	ほとんど 毎日	週3~4回	週1~2回	月1~2回	年に数回	ほとんど外 出しない			
身体障がい(n=263)	33.5	27.4	23.6	9.1	0.8	5.7			
知的障がい(n=56)	44.6	21.4	10.7	16.1	1.8	5.4			
精神障がい(n=88)	27.3	25.0	31.8	8.0	1.1	6.8			

【障がい種別】外出手段

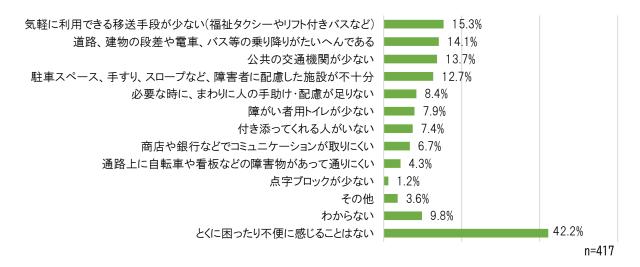
(%)

	徒歩	自転車	バイク	自動車(自 分で運転)	自動車(人 に乗せても らう)	電車
18歳未満(n=22)	<u>5</u> 9.1	13.6	4.5	0.0	81.8	9.1
18歳~64歳(n=170)	37.6	14.7	0.6	48.2	32.4	12.9
65歳以上(n=218)	24.3	5.0	2.3	48.6	32.6	3.7

	バス	福祉 サービス	福祉・介護タクシー	その他
18歳未満(n=22)	18.2	0.0	0.0	0.0
18歳~64歳(n=170)	14.7	4.7	1.8	5.3
65歳以上(n=218)	6.4	11.9	10.1	4.6

②外出の際に不便に感じること

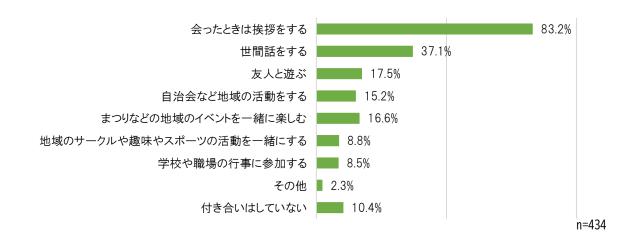
外出の際に困ったり、不便に感じることは気軽に利用できる移送手段が少ない、段差 や乗り降りが大変といった障がい等の内容により、不便に感じることは違っています。



(7)ご近所とのかかわりや社会参加の状況について

①ご近所づきあいの状況の程度(複数回答)

「会ったときは挨拶をする」が83.2%とほとんどの人が行っていますが、「世間話をする」という付き合いは37.1%と少なくなっています。「付き合いはしていない」という人も1割程度みられます。



②スポーツの実施状況

スポーツは「定期的にしている」は 10.8%にとどまり、「していない」人が 74.5%と大多数を占めています。年代別にみると、特に 18歳以上で実施率が低くなっています。 障がい種別にみると知的障がい者で実施している人の割合がやや高くなります。



【年代区分別】

(%)

	定期的にし ている	ときどきして いる	していない
18歳未満(n=22)	31.8	27.3	40.9
18歳~64歳(n=165)	11.5	12.7	75.8
65歳以上(n=207)	8.7	15.0	76.3

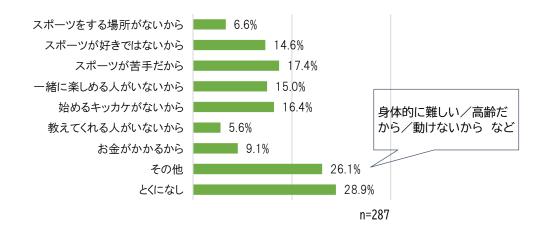
【障がい種別】

(%)

	定期的にし ている	ときどきして いる	していない
身体障がい(n=246)	9.3	13.8	76.8
知的障がい(n=53)	13.2	18.9	67.9
精神障がい(n=84)	8.3	10.7	81.0

③スポーツをしていない理由(複数回答)

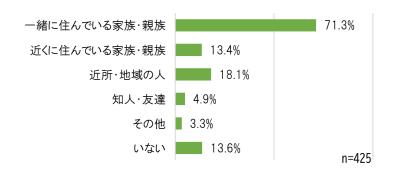
スポーツをしていない理由は「とくになし」が多く、次いで「その他」(身体的に難しい、高齢だからなど)の回答が多くなっています。「始めるキッカケがない」「一緒に楽しめる人がいない」「スポーツをする場所がない」といった外的要因を挙げる人も一定数おり、支援や機会の提供により、参加を促進できる可能性があるといえます。



(8)災害時について

①避難を支援してくれる人(複数回答)

「一緒に住んでいる家族・親族」がいる人が 71.3%と大多数となっていますが、「いない」と回答した人が 13.6%となっており、支援が必要です。



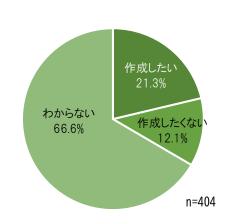
②「避難行動要支援者制度」の認知度と「個別避難計画」の作成意向

「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」の制度をどちらも知らない人が72.9%で、認知が進んでいません。そのため、「個別避難計画」の作成意向について、「作成したい」は21.3%にとどまり、「わからない」という人が多くを占めています。

《制度の認知度》

どちらも知っている 14.1% 名簿についての み知っている 7.8% 避難計画について のみ知っている 5.1% n=410

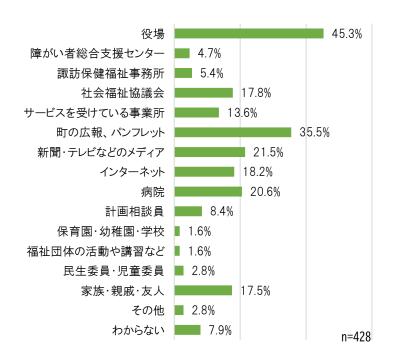
《個別避難計画の作成意向》



(9)情報収集について

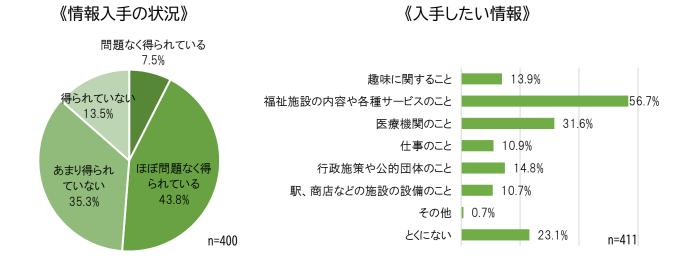
①福祉サービス情報の入手先(複数回答)

情報源は「役場」が最も多く、次いで「町の広報、パンフレット」が3割以上で高くなっています。



②入手したい情報がどの程度得られているか

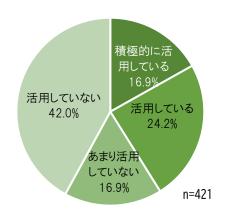
「得られていない」「あまり得られていない」を合わせると、半数近くが情報へのアクセスに問題を抱えています。入手したい情報については、福祉サービスを挙げる人が半数以上となっています。



④ ICT の活用状況

ICT を「活用していない」人が 42.0%で最も多くなっています。年代別には高齢者で、障がい種別では身体障がい者で活用が遅れている傾向がみられます。

また、情報入手状況別にみると、情報を問題なく得られている人たちでは、ICTの活用が進んでいるのに対し、「得られていない」人の 62.3%が ICT を「活用していない」と回答しており、ICT 活用を促進することで情報アクセスの状況は改善すると考えられます。



【年代区分別】

(%)

	積極的に活 用している	活用して いる	あまり活用 していない	活用して いない
18歳未満(n=22)	31.8	40.9	13.6	13.6
18歳~64歳(n=166)	27.1	30.1	16.3	26.5
65歳以上(n=217)	8.3	18.0	18.0	55.8

【障がい種別】

(%)

	積極的に活 用している	活用して いる	あまり活用 していない	活用して いない
身体障がい(n=254)	11.8	22.8	16.1	49.2
知的障がい(n=56)	16.1	19.6	19.6	44.6
精神障がい(n=86)	26.7	26.7	18.6	27.9

【情報入手状況別】

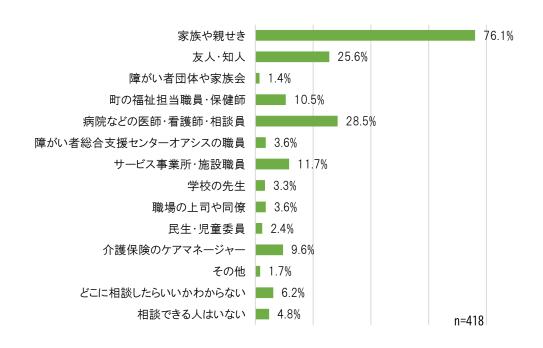
(%)

	積極的に活 用している	活用して いる	あまり活用 していない	活用して いない
問題なく得られている(n=30)	26.7	33.3	10.0	30.0
ほぼ問題なく得られている(n=173)	24.9	25.4	15.6	34.1
あまり得られていない(n=141)	10.6	26.2	21.3	41.8
得られていない(n=53)	9.4	15.1	13.2	62.3

(10)相談相手について

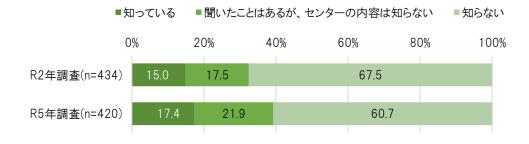
①悩みや困りごとを相談する相手(複数回答)

家族や親せきが 76.1%と突出しています。それ以外では、病院関係者、友人・知人が 25%以上で高くなっています。「どこに相談したらいいかわからない」「相談できる人はいない」という人が少数みられます。



②諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」の認知度

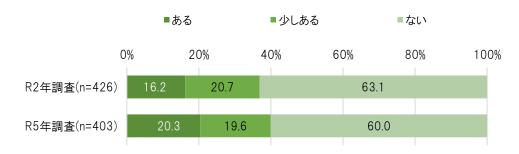
「知っている」「聞いたことはある」ともに 3 年前の調査より増加しており、認知は やや進んだといえます。



(11)差別解消や権利擁護について

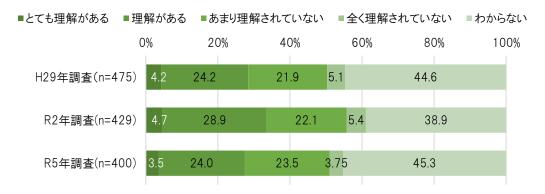
①差別や嫌な思いをした経験の有無

「ある」「少しある」合わせて約4割の障がい者が差別や嫌な思いを経験しています。 また、その割合は、前回調査時よりわずかですが増えています。



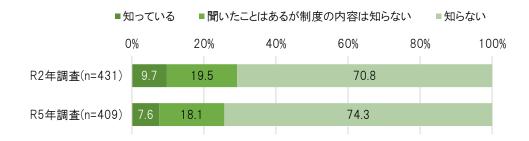
②障がい者に対する町民の理解

障がい者に対する町民の理解について、「わからない」が前回調査よりも5ポイント 以上高くなっており、理解が進んでいるとはいえない状況にあります。



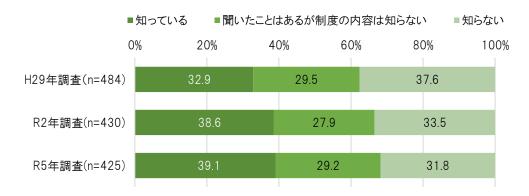
③障がい者差別解消法の認知度

障がい者差別解消法の認知度についても、前回調査より「知らない」の割合が増えており、認知が進んでいません。



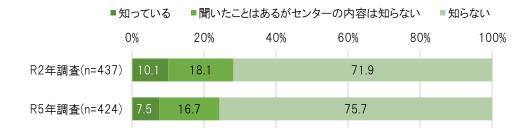
④成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知は、「知っている」の割合がこの 6 年で 6 ポイントほど増加し、 認知が進みつつあります。



⑤諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターの認知度

成年後見支援センターの認知は、「知らない」が増えており、認知が進んでいません。

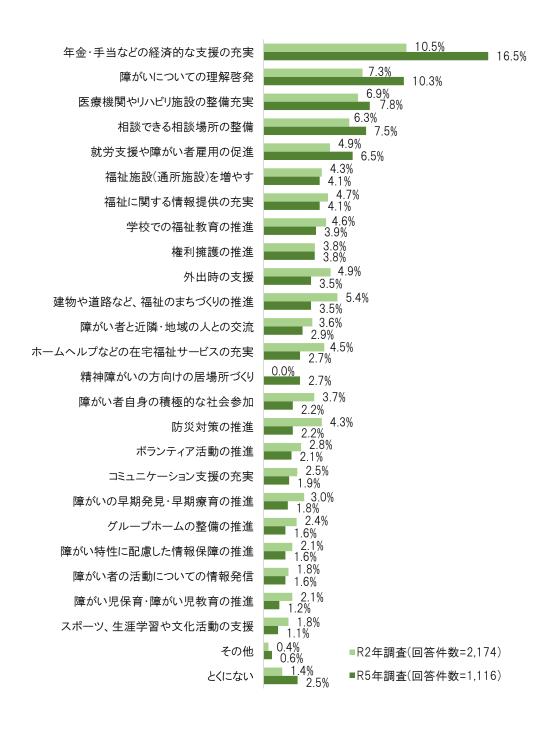




(12)障がい者が安心して暮らすために必要なこと(複数回答)

町の施策として、障がい者が安心して暮らすために必要な町の施策として、最も多く 挙げられたのが「経済的な支援の充実」、「障がいについての理解啓発」でいずれも前回 調査より回答割合が増加しています。

(回答件数ベースの割合)



第3節 本町の障がい者を取り巻く現状と課題

第3期障がい者計画期間の各分野の施策評価や、統計データ、アンケート調査、関係団体ヒアリング調査等から現状と課題を取りまとめます。

分野		現状と課題
	>	課題が複雑化している人が増える中、サービスは多様化しており、
		様々なサービスを利用しながら地域で生活することを希望する人が増
		えている。そのニーズに応えられる人材やサービスの質の向上が求め
		られる。
生活支援	>	いわゆる 8050 問題や老老介護、生活困窮のケースが増えており、重
		層的・包括的な支援体制の仕組みづくりが急務である。
	>	精神障がい等で集団生活が難しい人にとって、働くだけでない居場所
		が必要。地域活動センターが精神障がい者に対応していないことも課
		題である。
	>	新型コロナウイルスの影響による雇用難がある一方、障がい者の求職
		希望者は年々増えており、特に精神障がい者の求職希望が増加してい
雇用・		る。障がい者雇用に対する企業の理解や受け入れ体制は十分とはいえ
就業		ず、さらなる理解促進やマッチングの強化が必要である。
37021	>	仕事の継続・定着のためにはきめ細かく定期的なフォローアップが求
		められるが、十分な体制がないため、退職してしまうケースも少なく
		ない。
	>	在宅の精神障がい者の支援ニーズが増えており、訪問看護などの医療
		と福祉の連携が重要となってきている。
		発達障がいを深刻な二次障がいに発展させないためにも、必要な時に
保健・		必要な療育を受けられるようにすることが重要だが、受診までの待機
医療		期間が「年と長くなっている。発達特性を持った子どもが増え、受診
		希望が増加しているため、現在の医療現場では対応に限界がある。 医療状態は大いによることで、過ぎ、数をは、よるのは関係を持ちます。
		医療的な対応が遅れることで、福祉・教育サービスの適切な対応も遅
		れる恐れがある。受診を待機しているなど医療を受けられていない人
		への配慮が必要となっている。
	>	療育コーディネーターが保育所等へ巡回指導を実施し、切れ目のない
		支援ができている。小学校に上がっても巡回指導は行っているが、園
		と学校という違いから連携が難しい場合がある。18歳までは療育コーディネーターや関係機関の連携により切れ目なく支援ができてい
/C3		- フィネーターや関係機関の建携により切れ日なく支援が (さくい) る。
保育・ 教育	>	る。 18 歳以降の支援体制の連携に課題がある。
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	>	10 歳の件の文張体制の建協に詠起がある。 発達障がい等による不登校児童・生徒が増えており、適切な支援が行
		き届いていない可能性がある。将来的な引きこもりや 8050 問題を未
		然に防ぐ観点からも、相談・把握ができる情報共有や連携体制づくり
		が必要である。
		· // / · // · // · / · / · / · / · / ·

分野	現状と課題
生活環境	道路の凹凸や段差など、バリアフリーのインフラ整備はまだ十分ではない。外出先の施設の設備やバリアフリー化に関する情報提供が必要である。
	る。
=1-20	▶ スポーツ等の社会活動・地域活動の参加が乏しい状況にあり、機会の 提供や適切な情報提供が必要である。
啓発・ 情報提供	➤ ICT 化が進む中、ICT を積極的に活用している人とそうでない人の情
1月報徒代	報格差が生まれている。ICT等を活用した適切な情報提供がより重要 になっている。
	▶ 個別避難計画のモデル地域となり取り組んできたが、アンケートが示
n + γπ	すとおり、制度の周知・理解促進が十分進んでいない。避難時に支援
防犯・ 防災	が必要な人を可視化し、地域住民に知ってもらうことが重要である。
MAC	▶ 障がい者、要介護認定者以外のグレーゾーンの人の把握、支援が必要 である。
	▶ 短期入所やグループホーム、放課後等デイサービス、重症心身障がい
	児のサービスがニーズの増大に対して不足している。
	▶ 重度の肢体不自由の方が過ごせる場所や入浴サービスが乏しいため、
基盤整備	共生型サービスで介護施設をうまく活用していくことが望まれる。
	▶ 基準該当福祉サービスにより、新規の福祉事業参入は喜ばしい反面、
	サービスの質の担保が懸念される。
	▶ 業界全体の人材不足も深刻であり、資格取得や研修の充実などによ
	り、専門知識と技術を持った人材の育成が求められる。
	▶ 手をつなぐ育成会が解散し、障がい者のニーズを把握する方法の検討
	が必要である。

第3章 本計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

■基本理念

誰もが自分らしく、いきいきと、支え合うまち 下諏訪

平成 25 年 4 月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」では、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という基本理念が明記され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが示されました。

本町の最上位計画である「第7次下諏訪町総合計画」では、障がい者に対する福祉施策において、障がいのある人が地域でともに生活し、障がいへの理解が深まり、安心して暮らせるよう、ともに育ち、ともに働き、ともに生きるまちづくりの推進を目指しており、ここでも地域共生社会の実現が掲げられています。

こうした大きな理念・目的のもと、下諏訪町障がい者計画及び下諏訪町障がい

(児)福祉計画においては、「誰もが自分らしく、いきいきと、支え合うまち下諏訪」を基本理念として、誰もが尊重され、支え合いながら自己実現していく共生社会を目指して障がい福祉施策を推進してきており、本計画でもそれを引き継ぎます。



第2節 基本目標と施策の方向性

基本理念の実現に向けて、町の現状・課題や国の示す障がい者施策の方針に基づき、 基本目標を以下の3つとし、9つの施策分野で施策を推進します。

基本目標 1	暮らしを豊かにするまちづくり
施策分野① 生活支援	障がいの特性、ライフステージに応じて切れ目なく福祉サービスを充実させ、障がいのある人が安心して生活できる環境を整備します。また、障がいのある人のニーズに応じた、必要なサービスを必要なときに受けられるような生活支援体制を構築します。
施策分野② 就労・ 社会参加	障がいのある人が、生きがいを持って就労できる環境づくりを支援します。雇用拡大についての支援だけではなく、障がいのある人が働きやすい環境の実現を目指して支援を行います。また、生涯学習やスポーツを通して社会参加できる機会づくりや支援体制づくりを行います。
施策分野③ 保健・医療	障がいのある人が安心して生活できる保健・医療サービスの充実 を図ります。主体的に行える地域ぐるみの健康づくり活動も支援し ます。また、疾病の早期発見・早期治療につなげられる体制も整備 します。

基本目標 2	多様な育ちに寄り添いはぐくむまちづくり
施策分野④ 保育·教育	一人ひとりの障がいの程度や発達の状態に寄り添い、特性に応じたきめ細かな保育・教育を推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

基本目標3	安心・快適に暮らせるまちづくり
施策分野⑤ 人権擁護	障がいの有無によって、分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら生活する共生社会を実現するための相互理解を推進します。また、あらゆる差別をなくし、障がい者の権利を擁護するための体制を整備します。
施策分野⑥ 生活環境	障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすいユニバー サルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進します。 また、普段生活している住居においても快適な生活空間の提供を図 ります。
施策分野⑦ 情報提供	障がい者に配慮した情報発信や、必要な情報が得られるよう情報 のバリアフリー化を推進します。
施策分野® 防災·防犯	誰もが安心・安全に生活できる環境の整備を目指し、災害発災時 の支援体制及び防犯体制の整備を推進します。
施策分野⑨ 基盤整備	ボランティアやNPO、サービス提供事業所や関係機関、さらには地域と連携し、家庭、地域、行政等が一体となった福祉のまちづくりを実現します。

第3節 施策の体系

基本目標	施策分野	施策
		1. 相談支援体制の充実
	 ① 生活支援	2. 福祉サービスの充実
	① 生活支援 	3. 移動支援サービスの充実
基本目標1		4. 福祉施設の整備促進
	 ② 就労・	5. 就労支援体制の充実
暮らしを豊かにする	②	6. 福祉的就労の推進
まちづくり	11云多加	7. 生涯学習・スポーツ活動の充実
		8. 健康づくりの推進
	③ 保健・医療	9. 医療サービスの充実
		10. 難病患者への支援
基本目標2		11. 就園/就学前障がい児保育の充実
	④ 保育·教育	12. 障がい児保育の充実
多様な育ちに寄り添い		13. 学校教育の充実
はぐくむまちづくり		14. 放課後、長期休業時の生活の充実
		15. 障がいを理由とする差別の解消
	 ⑤ 人権擁護	16. 相互交流などによる啓発活動の推進
	・ 人口在17年15名	17. 権利擁護に関する取組の推進
		18. 虐待の防止の推進
基本目標3	 ⑥ 生活環境	19. 福祉のまちづくりの推進
	<u> </u>	20. 住環境の整備
安心・快適に暮らせる	 ⑦ 情報提供	21. 情報アクセシビリティの向上
まちづくり		22. 意思疎通の支援
	 ⑧ 防災·防犯	23. 防災対策の充実
		24. 防犯対策の充実
	 ⑨ 基盤整備	25. 施策推進体制の整備
		26. 地域との協働・支援ネットワークづくり

第4章 施策の展開

基本目標1 暮らしを豊かにするまちづくり

施策分野1 生活支援

現状と課題・施策の方向性

- 諏訪圏域にお住まいの生活全般に関する相談を諏訪圏域障がい者総合支援センター (基幹相談支援センター)オアシス(以下、オアシス)が受け付けています。近年、相談件数の増加や相談内容が複雑化・複合化しているため、基幹相談支援センターの役割として相談員の人材育成、人員確保が課題となっています。令和5年度からオアシスの体制見直しが行われており、今後も体制を強化していきます。
- 日常の悩みや困りごとを相談する相手として、オアシスの職員を挙げている割合は 少なく、認知度についても知らないという人の方が多くなっています。引き続き、 オアシスの周知を進めていく必要があります。
- 福祉サービスの提供については、サービスを利用して地域で生活したい障がい者の ニーズに応えるため、引き続きサービスの充実に努める必要があります。諏訪地域 障がい福祉自立支援協議会(以下、自立支援協議会)を通じ、圏域内に必要な社会 資源量を把握し必要なサービスの整備を検討し、相談支援専門員及びサービス提供 事業所と連携しながら、利用者に適切なサービスの給付に努めます。また、事業所 の量だけでなく、質の向上に向けて検討を進めます。さらに、障がい者の生活は家 族が支えている場合が多く、ヤングケアラーといった問題も注目されています。適 切なサービス利用を促進することで家族の負担軽減を図っていくことも重要です。
- 移動支援サービスについては、障がいのある人の社会参加を促進するため、福祉有 償移送や町内循環バス「あざみ号」、諏訪湖周循環バス「スワンバス」などの公共交 通、福祉タクシーの利用助成を行っています。引き続き助成を実施していくほか、 乗換のしやすさやスマホ乗車券導入における割引対応など、障がい者が利用しやす い移動支援の充実を図ります。
- 福祉施設は前計画期間に共同生活援助(GHシーズホーム、GH Mirai)、特定相談支援 (相談支援所シーズ)、放デイ(ららら・らんど 2)が町内に整備されました。障が い者や介護者の高齢化が進む中、就労継続支援 B 型や同行援護などニーズが増えて いるサービスについては、町単独の整備は難しいため、諏訪圏域全体として必要な 社会資源の量を把握し、自立支援協議会を通じて障がい福祉施設の整備を推進して いきます。

関連データ

悩みや困りごとを相談する相手(複数回答)

【年代区分別】 (%)

							(707
	家族や 親せき	友人·知人	障がい者団 体や家族会	町の福祉担 当職員・保 健師	病院などの 医師・看護 師・相談員	障がい者総 合支援セン ターオアシ スの職員	サービス事 業所・施設 職員
18歳未満(n=22)	90.9	13.6	0.0	13.6	18.2	0.0	27.3
18歳~64歳(n=165)	74.5	29.7	1.8	10.3	32.1	8.5	13.3
65歳以上(n=216)	75.9	24.5	1.4	10.6	27.8	0.5	8.3
	学校の 先生	職場の上司や同僚	民生·児童 委員	介護保険の ケアマネー ジャー	その他	どこに相談 したら いいか わからない	相談できる人はいない
18歳未満(n=22)	54.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18歳~64歳(n=165)	1.2	8.5	0.0	2.4	2.4	5.5	
65歳以上(n=216)	0.0	0.5	4.6	15.7	0.9	7.4	3.2

オアシスの認知度

【年代区分別】

(%)

	知って はあるが、 センターの 内容は知りない		知らない
身体障がい(n=254)	12.6	20.1	67.3
知的障がい(n=53)	30.2	32.1	37.7
精神障がい(n=86)	27.9	23.3	48.8

施策1 相談支援体制の充実

	主な取組	担当課
	身体、知的、精神の3障がいに加え、発達障がい、高次脳機能障	
	がいなどの相談に対応するオアシスを総合相談拠点として、障が	保健福祉課
'	い福祉サービスの利用普及及びオアシス、町職員のスキルアップ	福祉係
	を図っていきます。	

施策2 福祉サービスの充実

	主な取組	担当課
	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、「訪問系サービ	
١,	ス」、「日中活動系サービス」、「就労・訓練系サービス」、「居住系	
'	サービス」、「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援」等の福祉	
	サービスを提供します。	保健福祉課
2	障がいのある人の日常生活を支援するために、補装具の給付を充	福祉係
2	実していきます。	
3	必要な福祉サービスが提供されるよう、相談支援専門員やサービ	
3	ス提供事業者と連携し、基盤整備を進めます。	

	主な取組	担当課
4	常時、要介護者を介護している家族に対して、家庭介護者慰労金 の支給を行います。	保健福祉課
5	精神疾患がある人の居場所づくりに向けた検討に努めます。	福祉係

施策3 移動支援サービスの充実

	主な取組	担当課
	│ │町内循環バス「あざみ号」、諏訪湖周循環バス「スワンバス」の	保健福祉課
١,	割引制度及び「福祉タクシー」の助成制度を実施し、移動支援サ	高齢者係
'	一世スの充実を図ります。	住民環境課
	一し人の元夫を凶りより。 	生活相談係
2	地域公共交通計画に障がい者の移動支援を掲げ、連携を図りま	
2	す。	住民環境課
3	他市町村の公営バスと連携を図り、共通チケットの導入など、広	生活相談係
3	域的な移動における利便性の向上を目指します。	

施策4 福祉施設の整備促進

	主な取組	担当課
ı	老老介護などの実情や障がい者のニーズに応じ、諏訪圏域全体として、自立支援協議会を通じて、必要な障がい福祉施設の整備を 推進します。	保健福祉課福祉係

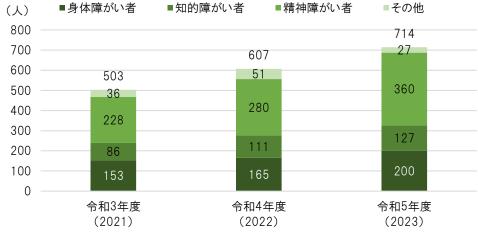
施策分野2 就労·社会参加

現状と課題・施策の方向性

- 就労は、障がいのある人が、地域で自立した生活をしていくために必要です。また、就労することを通じて、社会における自らの役割を認識することや、活躍の場ができることによる生きがいづくりにつながります。
- 諏訪公共職業安定所(以下、ハローワーク)によると、新型コロナウイルスの影響で障がい者雇用が停滞した企業もみられますが、障がい者の求職者数が年々増加しており、特に精神障がい者の伸びが大きくなっています。一方、就職件数は 180~190 件程度と伸びておらず、求職者数の方が求人数を上回っている状況が続いています。ハローワークや諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふ(以下、すわーくらいふ)、特別支援学校等の関係機関と連携して、就労相談の充実や障がい者雇用に対する企業の理解促進を図り、障がい者雇用に結びつくよう支援の充実を図ります。
- 就労した後の継続・定着が難しいケースが多く、就労後の相談体制やフォローアップの体制づくりが重要です。
- 福祉的就労については、生活困窮や体調など複雑な状況が絡んでいるケースも多く、就労できる状態かどうか見極めるといった相談能力のスキルアップが必要です。「まいさぽ信州諏訪」「すわーくらいふ」などの相談機関と情報共有を行い、就労を目的とするだけでなく、就労に専念できる環境づくりにも配慮しながら就労支援を進めます。
- 就労だけでなく、生涯学習やスポーツ活動の充実を図ることは、障がい者の生きがいづくりにつながります。アンケート調査をみると(21 ページ参照)、日常的にスポーツを実施している人の割合は 18 歳以上から少なくなり、大人の障がい者のスポーツ参加が課題といえ、イベントやスポーツ大会の周知の強化や参加に向けたキッカケづくりを行います。また、スポーツだけでなく、幅広い社会参加の機会づくりに努めます。

関連データ

障がい者の求職希望者数



出典:ハローワーク諏訪 各年度とも3月末時点の数値

施策5 就労支援体制の充実

	主な取組	担当課
ı	ハローワークやすわーくらいふと連携し、障がいのある人の雇用 促進に関する制度等についての情報提供、相談、雇用後のアドバ イス等を企業・事業所等に対して行います。	保健福祉課福祉係
2	下諏訪労務対策協議会やハローワーク等の支援機関と連携し、雇 用機会の創出や雇用安定化に努めます。	産業振興課 商工係
3	ジョブコーチ支援制度を活用し、職場定着を図ります。	
4	障がいのある人に配慮した就労環境の整備を企業・事業所等に働	
4	きかけます。	 保健福祉課
5	すわーくらいふを中心として、障がいのある人の就労に関する相	福祉係
	談、就職準備支援、就職支援等を行います。	田正水
	すわーくらいふをはじめ、特別支援学校、ハローワーク等の関係	
6	機関との連携を強化し、就労希望者の就労相談の充実を図りま	
	す。	
	企業や下諏訪労務対策協議会、支援機関等と連携し、就労者の交	産業振興課
7	流の場及び情報交換の場を確保し、就労環境の改善等の就労定着	商工係
	支援を行います。	同一水

施策6 福祉的就労の推進

	主な取組	担当課	
ı	一般就労が困難な人が就労できるよう、ハローワークや支援機関 等と連携し、福祉的就労の場を提供する事業所の確保に努めま す。	保健福祉課	
2	障がいのある人や企業の要望、現状把握に努めます。	福祉係	
3	下諏訪労務対策協議会と連携し、新規学卒者及び離転職者・移住 者向けの就職説明会を開催します。	産業振興課 商工係	
4	障がい者就労施設等からの受注を促進し、安定した仕事量の確 保、工賃水準の向上に努めます。	保健福祉課 福祉係	

施策7 生涯学習・スポーツ活動の充実

	主な取組	担当課
1	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすいイベントを企	教育こども課
	画し、文化活動、生涯学習の場を充実させます。	生涯学習係
	障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツの価値を享受し、	教育こども課
2	様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しめる環境を構築	スポーツ振興係
	し、スポーツを軸とした共生社会を目指します。	スポープ派共派
3	障がい者スポーツ大会に関する情報を障がいサービス事業所や	
٦	住民に周知することを通じて、参加を促進します。	保健福祉課
4	国や県で実施する芸術・文化祭への参加を周知し、芸術に親し	福祉係
4	む機会の提供に努めます。	



施策分野3 保健•医療

現状と課題・施策の方向性

- 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心した生活を継続していくためには、様々な疾病や障がいの要因を早期発見・早期治療できる体制の整備をはじめとする保健・医療サービスの充実が重要となります。また、保健・医療サービスだけではなく、障がいのある人が自ら主体的に健康づくりに取り組めるような環境を整備していくことも必要となります。
- アンケート調査で健康状態を聞いたところ、「健康である」と答える人の割合は年代が上がるほど低くなり、障がい種別には身体障がい者と精神障がい者で低くなっています。また、地域で暮らすために必要なこととして、「医療機関が身近にあること」を挙げる人の割合も年代が上がるほど高くなっています。障がい者の高齢化が進む中、健康不安を抱える人は増えており、医療サービス体制の充実と安心して医療を受けられる医療費の補助の拡充が必要です。
- 平成 25 年に施行された障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病が追加され、対象となる疾病も令和 3 年 II 月から、366 疾病に拡大されています。難病患者に対して障がい福祉サービスを周知し、利用を促進していくことが必要です。

関連データ

障がい者の健康状態

【年代区分別】 (%)

	健康である	病院にはい かないがあ まり健康と は言えない		時々入院することがある	入院中	その他
18歳未満(n=23)	73.9	0.0	26.1	0.0	0.0	0.0
18歳~64歳(n=170)	21.8	2.4	67.6	4.7	2.4	1.2
65歳以上(n=231)	14.3	2.6	65.4	13.0	3.9	0.9

【障がい種別】 (%)

	健康である	病院にはい かないがあ まり健康と は言えない	入院はしな いが通院し ている	時々入院することがある	入院中	その他
身体障がい(n=268)	14.2	2.6	66.4	11.6	4.1	1.1
知的障がい(n=57)	56.1	1.8	36.8	1.8	1.8	1.8
精神障がい(n=89)	12.4	3.4	71.9	7.9	4.5	0.0

地域で暮らすために必要なこと(複数回答)

【年代区分別】 (%)

	相談支援の 体制	生活に必要 な情報提供			就労支援	日中の活動 の場	外出手段が あること
18歳未満(n=21)	52.4	23.8	19.0	19.0	52.4	14.3	4.8
18歳~64歳(n=170)	50.0	28.8	7.1	10.6	22.9	12.9	17.6
65歳以上(n=211)	43.6	24.6	6.2	25.1	1.4	10.0	28.0
	緊急時、災	4±0.31	医療機関が				
	害時の支援 体制	住宅のバリアフリー化	身近にある こと	地域の理解	住宅確保の 支援	その他	とくに必要な
18歳未満(n=21)			身近にある	地域の理解	支援 ——	その他	
18歳未満(n=21) 18歳~64歳(n=170)	体制	アフリー化 0.0	身近にある こと 14.3	地域の理解 33.3	支援	その他 9.5	ことはない 0.0

【障がい種別】 (%)

K1 + 75 0 1 - 7552							(,0)
	相談支援の 体制	生活に必要 な情報提供		ホームヘル プサービス の充実	就労支援	日中の活動 の場	外出手段が あること
身体障がい(n=252)	40.5	24.2	3.6	22.2	4.8	10.3	25.4
知的障がい(n=53)	49.1	32.1	17.0	15.1	22.6	18.9	15.1
精神障がい(n=86)	53.5	32.6	9.3	8.1	25.6	14.0	18.6
	緊急時、災 害時の支援 体制	住宅のバリアフリー化	医療機関が 身近にある こと	地域の理解	住宅確保の 支援	その他	とくに必要な ことはない
身体障がい(n=252)	40.1	11.9	32.9	14.3	7.9	0.8	8.3
知的障がい(n=53)	32.1	3.8	30.2	20.8	1.9	3.8	3.8
精神障がい(n=86)	29.1	3.5	24.4	23.3	15.1	0.0	5.8

施策8 健康づくりの推進

	主な取組	担当課
	地域住民や住民組織団体と連携し、住民主体の健康づくり活動	
	を推進します。	
	保健補導委員会や食生活改善推進協議会等の住民主体の健康づ	
2	くり活動を行う組織を支援し、健康教室や食育講座の開催を推	 保健福祉課
	進します。	保健予防係
3	 地域における健康づくり活動の担い手の確保に努めます。	
4	各種がん検診や特定健診の充実や受診率向上を図ることで、疾	
-	病の早期発見・早期治療につなげます。	

施策9 医療サービスの充実

	主な取組	担当課
ı	障がいのある人が健康を保持し、障がいの軽減を図ることがで きるよう、医療費の負担、助成に努めます。	保健福祉課 福祉係
2	障がいのある人の医療費の現物給付方式を推進します。	住民環境課 国保年金係

施策10 難病患者への支援

	主な取組	担当課
	諏訪保健福祉事務所と連携し難病患者等に対し、障がい福祉サ	保健福祉課
'	ービスのより一層の周知に努めます。	福祉係



基本目標 2 多様な育ちに寄り添いはぐくむまちづくり

施策分野4 保育·教育

現状と課題・施策の方向性

- 近年、発達障がいをはじめとした、障がいのある子どもが増加しています。障がい 児の特性は子ども一人ひとりの症状によって異なるため、特性や多様な育ちに応じ た適切な支援を行うことが必要です。発達障がいについては、医療機関では初診ま でに長期間またなくてはいけない状況となっています。
- 障がい児だけではなく、障がい児の保護者への支援として、相談体制の充実等も重要です。
- 町には「せせらぎ園」(発達支援親子通園施設)があり、心身や言語に障がい又は発達遅滞があるなど支援を要する就園前児童に対し、必要な保育や、専門機関の作業療法士、言語指導員による訓練等を行っています。乳幼児健診などから必要な支援につなげ、その支援の一つとして「せせらぎ園」の活用を推進していきます。
- 障がい児保育については、発達に特性を持った子どもが増えていくことから、保護者からの相談や対応を行う保育士のスキルアップが必要です。また、県の巡回相談の機会を活用し、療育コーディネーターへ保護者や保育士が相談できる機会を増やす必要があります。
- 令和 4 年度から保育園担当保健師を保育体制の中核となる保育係へ置き、令和 5 年度から保育アドバイザーは廃止しました。
- 学校教育については、特別支援学級に応じて支援員を配置し、担任と連携しながら 児童、生徒の特性に応じたきめ細かな支援を実施しています。
- 校内支援委員会と連携して町支援委員会において最適な学びの場の判断を行い、新たな学びの場における支援のあり方などを専門家の意見を取り入れながら教育委員会、学校間で共有しています。
- 放課後や長期休業時に障がい児が過ごす場として、「学童クラブ」に支援員を配置しています。発達特性を持つ児童が増えていることから、引き続き支援員を確保していく必要があります。

関連データ

■県巡回相談の利用状況

(人)

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用人数	5	6	5	6	5	

■特別支援教育の状況(小学校)

(人)

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学級通学者数	45	49	46	47	53	59
通級指導教室通学者数	26	30	31	33	32	22
合計	71	79	77	80	85	81

■特別支援教育の状況(中学校)

(人)

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学級通学者数	13	19	25	27	23	23
通級指導教室通学者数	0	0	0	0	1	5
合計	13	19	25	27	24	28

■特別支援学校の状況

(人)

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学校通学者数	_	_	8	10	8	10

資料:教育こども課

施策11 就園/就学前障がい児保育の充実

	主な取組	担当課
1	発達支援親子通園施設「せせらぎ園」の活用を推進しま	
'	す。	 教育こども課
2	就学前相談の実施及び充実により、切れ目のない支援を行	教育ことも詠 こども家庭相談係/
	います。	C C O 外庭相談 际/ 保育係
3	理学療法士や作業療法士、保育士等の充実を図ります。	

施策12 障がい児保育の充実

	主な取組	担当課
	障がい児やその家族が気軽に療育等の相談ができる体制を整備	
'	します。	
2	療育コーディネーター等の専門員の配置を通じて、専門的な相	教育こども課
2	談ができる体制を整備します。	保育係
3	障がい児保育に関する知識の取得、対応力向上のための職員研	
٥	修を実施し、保育士の資質の向上を図ります。	
4	発達障がい等の障がいを早期に発見できる幼児健診を実施し、	保健福祉課
4	必要な支援につなげます。	保健予防係
	発達に特性を持った子どもの様々な情報を記録・管理する「わ	
5	たしの成長・発達手帳」を町内の子どもに配布することで、子	教育こども課
	どもの発達を支援します。	教育しても謎 - 保育係
6	保育園担当保健師を保育係に置き、障がい児保育体制の充実を	「木月」「休
6	図ります。	

施策13 学校教育の充実

	主な取組	担当課
ı	 特別支援教育支援員を配置し、専門的な支援を行います。 	
2	教職員・保護者・関係機関等との連携を強化し、児童・生徒へ	教育こども課
2	の理解を共有しながら、個に応じた段階的な支援を行います。	教育総務係
3	障がい児に対し、早期の教育相談や研修等に応じる特別支援教	
3	育の充実を図ります。	

施策14 放課後、長期休業時の生活の充実

	主な取組	担当課
	学童クラブにおいて、児童・生徒一人に対してI名の支援員が	教育こども課
'	対 で障がいの状況に応じたきめ細かな支援を行います。	保育係

基本目標3 安心・快適に暮らせるまちづくり

施策分野5 人権擁護

現状と課題・施策の方向性

- 障害者総合支援法では、障がいの有無によって、分け隔てられることなく、互いに 人格と個性を尊重し合いながら生活する共生社会の実現が求められています。その ためには、障がいのある人もない人も、相互に理解と交流を深め、ともに地域で暮 らす一員であるという意識を持つことが重要であります。
- 平成28年(2016年)には障害者差別解消法が施行されました。町では、障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領を作成して、職員研修会を開催し、障がい者差別に対する理解を深めながら、各課で必要な対応を進めています。令和6年4月からは合理的配慮の提供が民間企業においても義務化されるため、事業者に対して啓発を進める必要があります。
- 令和 4 年 5 月に差別に関する相談の受け付けと差別を解消するための取組を行うことを目的に、諏訪地域障がい者差別解消支援地域協議会が発足しました。引き続き、利用促進のための周知をより一層努めます。
- アンケート調査によると、約 40%の障がい者が差別や嫌な思いをした経験があると回答しています(26 ページ参照)。差別等が発生している場所は、65 歳未満では学校・職場、身体障がい者では外出先が多くなっており、身近な場所で経験している人が多いことがわかります。また、障がい者に対する町民の理解が進んでいるとはいえないアンケート結果となっており(26 ページ参照)、今後も様々な場所で起こっている差別の解消に向けて、啓発活動を強化していく必要があります。
- 障がい者が安心して暮らすためには、障がい者の尊厳が守られ、可能な限り自立した生活を送る上で不可欠な財産の管理などの権利擁護に向けた取組が重要です。そのための重要な制度である成年後見制度の普及・利用促進のため、町では、平成29年(2017年)6月に諏訪市社会福祉協議会への委託により、諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターを諏訪市と共同設置し、運営を行っています。アンケート結果では成年後見支援センターを知らない人が75.7%と高く(27ページ参照)、若い年代ほどその割合が高くなっています。
- 成年後見支援センターの受任者会議において、ケースごとに制度利用の必要性と妥当性が審議されています。今後、認知症高齢者や身寄りの乏しい高齢者が増加し、制度利用の需要が高まることが想定されることから、相談対応を強化していく必要があります。
- 成年後見制度の利用が進むことで、後見人が不足しているため、諏訪圏域全体での 成年後見制度の利用促進及び広域的な受任調整を通じ、地域連携ネットワークの構 築を推進していきます。

● 障がい者虐待については、諏訪保健福祉事務所と連携を図り、虐待に関する相談及 び虐待を発見した人からの通報窓口として機能しています。ケース対応職員の人材 育成が課題となっています。

関連データ

差別や嫌な思いをした場所

【年代区分別】

(%)

	学校 · 仕事場	仕事を探す とき	外出先	余暇を楽し む場所	病院などの 医療機関	住んでいる 地域	その他
18歳未満(n=12)	66.7	0.0	16.7	16.7	8.3	16.7	25.0
18歳~64歳(n=85)	51.8	24.7	35.3	12.9	9.4	17.6	9.4
65歳以上(n=49)	20.4	8.2	46.9	10.2	22.4	28.6	2.0

【障がい種別】

(%)

	学校 · 仕事場	仕事を探す とき	外出先	余暇を楽し む場所	病院などの 医療機関	住んでいる 地域	その他
身体障がい(n=70)	30.0	11.4	45.7	12.9	20.0	21.4	5.7
知的障がい(n=24)	62.5	12.5	37.5	12.5	4.2	16.7	0.0
精神障がい(n=52)	46.2	28.8	25.0	11.5	15.4	25.0	13.5

諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターの認知度

【年代区分別】

(%)

	知っている	聞いたことはあ るがセンターの 内容は知らない	知らない
18歳未満(n=23)	8.7	4.3	87.0
18歳~64歳(n=169)	7.1	13.0	79.9
65歳以上(n=216)	7.4	19.4	73.1

施策15 障がいを理由とする差別の解消

	主な取組	担当課
	障害者差別解消法に関する啓発活動を行い、障がいを理	保健福祉課
	由とした差別・偏見の解消を図ります。	福祉係/高齢者係
2	障害者差別解消法の施行に伴い、町職員の対応要領の見	 全庁
	直しをするとともに、研修に取組ます。	エバ
	職員は、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮す	 保健福祉課
	るとともに、対面のほか、電話、ファックス、メールに	福祉係/高齢者係
3	加え、障がいのある人が他人とコミュニケーションを図	総務課
	る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して、	職員係
	丁寧に相談に応じます。	

施策16 相互交流などによる啓発活動の推進

	主な取組	担当課
I	小学校や中学校で実施している「障がい者との交流教室」などの活動を充実させ、障がいのある人との交流を 推進します。	教育こども課 教育総務係
2	「児童福祉週間(5月)」、「精神保健福祉普及運動(10月)」、「障害者週間(12月)」等の機会を利用し、障がいのある人に対する理解の浸透を図ります。	保健福祉課 福祉係/保健予防係 教育こども課 こども家庭相談係
3	障がいに関する理解を促進するイベントとして自立支援 協議会への参加及び社会福祉協議会の活動を支援しま す。	保健福祉課 福祉係/高齢者係

施策17 権利擁護に関する取組の推進

	主な取組	担当課
1	成年後見制度など、権利擁護に関する制度の利用促進を	
'	図ります。	
2	成年後見制度の諏訪圏域の地域連携ネットワークの構築	
	を図ることを進めます。	
3	障がいのある人や家族など関係者に対して、権利擁護に	保健福祉課
3	関する制度の内容などの情報提供を行います。	福祉係/高齢者係
4	障がいのある人の権利が侵害されないよう、権利擁護に	
4	関する相談体制を整えます。	
5	社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の義務化	
5	の啓発を行います。	

施策18 虐待の防止の推進

	主な取組	担当課
	障害者虐待防止法に関する情報提供及び啓発を住民や事 業所等に対して行うとともに、関係機関との連携を強化	保健福祉課
	することで、障がいのある人に対する虐待の早期発見・	福祉係
	早期支援体制を整備します。	

施策分野6 生活環境

現状と課題・施策の方向性

- 障がいのある人が、安心・安全な生活をするためには、快適で住みやすい、また外出しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。町では、令和元年度に都市計画マスタープランを改定し、都市計画分野における人にやさしいまちづくりの基本方針を定め、道路や歩道、標識等の整備を進めています。また、公共施設や各種施設についても、新築時にはユニバーサルデザインとなるよう、長野県福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが利用しやすい施設づくりを進めています。
- 交通安全運動の一環として、障がい者や通学児童、高齢者等に対して配慮した運転 を町民に呼び掛けるなどの啓発活動を行っています。
- まちづくりだけではなく、障がい者にやさしい住宅改良促進事業として住宅改修の 補助を行っています。
- 福祉のまちづくりの推進や住環境の整備を通じて、障がいのある人を取り巻く生活 環境の充実を図っていきます。

施策19 福祉のまちづくりの推進

707	で来し、 個位の6 フライグの定座					
	主な取組	担当課				
ı	道路、歩道、標識等のユニバーサルデザイン化を推進することで、誰もが利用しやすい交通環境の整備を図ります。 道路整備については年次計画を立て、計画的に整備を行い、特に歩道を中心に整備を進めます。	建設水道課都市整備係/建設管理係				
2	障がいのある人の歩行の妨げとなる障害物に関する周知 や、交通弱者に配慮した運転マナーの啓発を行います。	建設水道課 建設管理係				
3	公共施設及び公共性が高い施設のユニバーサルデザイン化 を推進し、誰もが利用しやすい施設づくりを推進するた め、引き続き担当課へ基本方針に基づいた整備を行うよう 周知徹底を図ります。	建設水道課都市整備係				
4	企業・事業所等に対して、ユニバーサルデザインの周知を 図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施 設整備の促進を図ります。	14717年11676年11676年1176年1176年1176年1176年11				

施策20 住環境の整備

	主な取組	担当課
_	住宅改修の補助、障がい者にやさしい住宅改良促進事業を 日常生活用具給付事業とセットで、きめ細かく対応しま す。	保健福祉課福祉係

施策分野7 情報提供

現状と課題・施策の方向性

- 令和 4 年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者における情報取得・利用、意思疎通に関する施策の強化が求められています。
- アンケート結果では、障がい者が入手したい情報は、「福祉施設の内容や各種サービスのこと」が 56.7%で最も多くなっていますが、約5割の人が「得られていない」と回答しています。
- 町では音訳ボランティア「やまびこの会」の協力により、毎号、広報誌「クローズアップしもすわ」を音訳した CD を、図書館を通じて希望者に配布するとともに、ホームページからダウンロードするかたちで情報提供しています。また、「広報誌クローズアップしもすわ」に「社協だより」を差し込み、全戸配布することで、社会福祉協議会で行っている事業を周知したり、オアシスに相談へ来た方に『障がい福祉サービス利用ガイドブック』の配布をしていますが、今後も情報提供の方法を工夫しながら、情報発信を強化していく必要があります。
- 情報を問題なく得られている人ほど ICT 活用に積極的であり(24 ページ参照)、社会のデジタル化が進む昨今、日常的に ICT を活用することで情報へのアクセスがしやすくなることが考えられます。障がい者向けに様々なツールが開発されており、こうしたツールの活用を促進して、情報を取得する支援等を行う必要があります。
- 防災行政無線で放送した内容を文字と音声で同時配信するスマートフォン用アプリ 「しもすわインフォ」を令和5年度から運用開始しました。また、防災ラジオの代 替手段として、「しもすわインフォ」の普及を今後も図っていく必要があります。



関連データ

入手したい情報(複数回答)



【入手したい情報別の入手状況】

(%)

	問題なく得られている	ほぼ問題な く得られて いる	あまり得ら れていない	得られてい ない
趣味に関すること(n=56)	8.9	53.6	28.6	8.9
福祉施設の内容や各種サービスのこと(n=226)	6.6	43.8	41.2	8.4
医療機関のこと(n=127)	4.7	48.8	38.6	7.9
仕事のこと(n=45)	4.4	42.2	42.2	11.1
行政施策や公的団体のこと(n=59)	6.8	44.1	33.9	15.3
駅、商店、公園、行楽地などの施設の設備のこと(n=43)	4.7	48.8	39.5	7.0
その他(n=3)	0.0	66.7	0.0	33.3



施策21 情報アクセスビリティの向上

7021	8次と1						
	主な取組	担当課					
	視覚障がい者の情報収集の一端を担うため、引き続き音訳						
	ボランティア「やまびこの会」の協力により「声の広報」	総務課					
1	を提供し、視覚障がい者から、さらに音訳が必要とされる	情報防災係					
'	情報のニーズをとらえる体制を構築し、情報提供の充実を	教育こども課					
	図ります。また、音源を幅広く利用していただけるよう周	図書館					
	知に努め、利用者の増加を目指します。						
	障がい福祉サービス等をわかりやすく情報提供するため						
2	に、サービス情報一覧を作成・配布します。制度の変更時						
	や事業所の増減時にはオアシスと協力し、最新情報を提供						
	できるように心がけます。	保健福祉課					
	必要なときに必要なサービスが受けられるよう、広報誌	福祉係					
3	「クローズアップしもすわ」や町ホームページ、保健福祉						
	課で交付する「福祉ガイド」等のパンフレットを用いた障						
	がい福祉サービスに関する情報提供を行います。						
	防災情報や生活に役立つ行政情報をより身近に入手するこ						
	とができるスマートフォン用アプリ「しもすわインフォ」						
4	の普及を図るため、広報誌「クローズアップしもすわ」に	総務課					
4	導入案内を掲載するとともに、小規模コミュニティでの防	情報防災係					
	災訓練や出前講座などの機会を活用し、利用の促進を図り						
	ます。						

施策22 意思疎通の支援

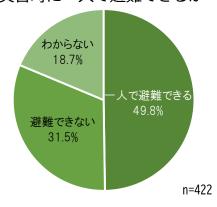
	主な取組	担当課
ı	手話技術を習得する者を養成する入門・基礎課程の講座 を、岡谷市社会福祉協議会に委託をしており、引き続き養 成講座の実施とともに利用の促進を図ります。	保健福祉課
2	視覚及び音声といった言語機能に障がいがある人の依頼に 応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。サ ービスを必要とする方が適切に利用できるよう情報提供に 力を入れていきます。	福祉係

現状と課題・施策の方向性

- 障がい者は自力での避難が困難な人も多く、防災対策や災害時の支援が求められます。また、近年の電話でお金詐欺(特殊詐欺)等の消費者被害の増加等に伴い、障がいの有無にかかわらず、犯罪に巻き込まれないようにする防犯対策の必要性も高まっています。
- アンケート調査においては、災害発生時に避難できないと答えた人の割合は 31.5%となっており、特に 18 歳未満、知的障がい者でその割合が高くなっていま す。災害時に支援してほしいことは、身体障がい者で「避難場所への移動支援」、 精神障がい者で「医療の確保」と「停電時の電源確保」が特に高くなっています。
- 町では、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関と連携し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害発生時に自ら避難することが困難である要支援者を守るための対策として、個別避難計画の作成と計画に基づく避難訓練を実施しています。令和5年度は対象地区として第2区、第6区で住民説明会を開催し、計画の作成を進めました。今後も逃げ遅れゼロを目指し、要支援者個々の状況に応じた避難計画を作成することを通じて、障がいがある人の防災意識の高揚を図ります。
- 防災に関する知識と実行力を持ち、地域や職場の防災リーダーとして活躍する人材 の確保と育成に取り組んでいます。自助、共助、公助を基本理念として、安心安全 なまちづくりの担い手を確保し、協働による防災体制づくりを推進しています。
- 町防災会議では、甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な災害に対処するため、地域防災計画の見直しを行っています。また、各区においても、自主防災会の組織体制の見直しや地区防災計画の見直しが積極的に行われており、住民の防災意識の高揚につながっているといえます。
- 防犯対策については、電話でお金詐欺(特殊詐欺)など障がい者が犯罪に巻き込まれないよう、様々なツールを活用した防犯に関する知識の普及・啓発を行っています。「Fax119」の登録者が6名、「Ne+119」の登録者が2名となっており、引き続き緊急通報のためのツール利用を促進します。

関連データ

災害時に一人で避難できるか



【年代区分別】

(%)

	一人で避難できる	避難でき ない	わからない				
18歳未満(n=23)	17.4	65.2	17.4				
18歳~64歳(n=168)	58.9	22.6	18.5				
65歳以上(n=216)	44.9	35.2	19.9				

【障がい種別】

(%)

	一人で避難できる	避難でき ない	わからない	
身体障がい(n=256)	46.1	36.3	17.6	
知的障がい(n=55)	36.4	49.1	14.5	
精神障がい(n=86)	60.5	15.1	24.4	

災害時に支援してほしいこと(複数回答)

【障がい種別】 (%)

	防災無線で災 害情報を知ら せてほしい	メールやファッ クスで災害情 報を知らせて ほしい	必要な治療や 薬、医療ケア 用品を確保し てほしい	重度の人など を受け入れら れる福祉施設 に避難所とし ての機能を持 たせてほしい	避難場所を教 えてほしい	避難時の声掛けをしてほしい
身体障がい(n=252)	35.3	22.6	36.1	15.5	11.1	23.4
知的障がい(n=54)	31.5	22.2	29.6	18.5	16.7	24.1
精神障がい(n=82)	37.8	29.3	45.1	6.1	14.6	19.5
	避難場所まで の移動を支援 してほしい	手話などのコ ミュニケーショ ン手段を確保 してほしい	避難場所の設備(トイレ・段差など)を整備してほしい	停電時の電源 を確保してほ しい	その他	とくにない
身体障がい(n=252)	27.8	1.2	31.7	26.6	2.4	7.1
知的障がい(n=54)	20.4	0.0	31.5	18.5	1.9	0.0
精神障がい(n=82)	17.1	2.4	32.9	40.2	2.4	6.1

施策23 防災対策の充実

	主な取組	担当課	
ı	下諏訪町地域防災計画及び下諏訪町避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、「避難行動要支援者名簿」の作成を進めるとともに、地域の共助において要支援者の避難を支援する個別避難計画の作成及び避難訓練の実施を推進し、併せて住民への周知を図ります。	総務課 情報防災係	
2	障がいのある人の意見を聞き、情報の伝達やコミュニケーションづくりに配慮して、障がいのある人も参加しやすい内容を組み入れた訓練を計画し、障がいのある人の防災意識の高揚を図ります。	保健福祉課福祉係	
3	障がいのある人でも参加しやすい防災訓練や防災ミニ講 座を実施します。		
4	障がいのある人や高齢者に配慮した福祉避難所の環境整備を図ります。	総務課	
5	各地区において作成した防災マップを有効に活用します。 す。	情報防災係	

施策24 防犯対策の充実

	主な取組	担当課
	警察等の関係機関と連携し、防犯意識の普及啓発を行い	
'	ます。	
	音声による 119 番通報が困難な人が緊急通報を行えるよ	消防課
2	うに広報・周知し、引き続き緊急通報メール、Faxll9、	
	Netll9 の複数の方法で通報できるよう支援を行います。	

施策分野9 基盤整備

現状と課題・施策の方向性

- 障がい福祉施策を展開していく上で、障がいのある人を支援する様々な基盤を整備し、質の高い福祉サービスを提供していくことが重要です。また、障がいのある人や高齢者等に対する虐待や生活困窮等、様々な課題を複合的に抱えているケースが増えてきており、行政だけでは多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できない状況にあります。そのような中、包括的な支援体制の構築や関係機関との連携が一層重要になってきています。
- 令和3年度より重層的支援体制整備の移行準備事業として社会福祉協議会が中心となり、各専門機関との連携を図り、困難ケースについて検討を行う体制づくりを行ってきました。令和6年度からは重層的支援体制整備事業を進めていく予定です。
- 諏訪養護学校の保護者会から要望書が提出されており、町として当事者ニーズへの 対応方法について検討を進めます。
- 自立支援協議会の中に人材育成委員会が設置され、課題の一つである相談支援体制 について検討を続けています。
- 自立支援協議会では、各部会に分かれて部会ごとに地域の課題について定期的に話を行っていますが、部会で話し合われたことが地域の体制整備に反映されるまでには至っていません。また、自立支援協議会の事務局(オアシス)への負担が偏っていることから、オアシスのあり方について話し合いを進め、再度、自立支援協議会で地域課題を洗い出し、その後の体制整備まで作れる仕組みづくりを構築していきます。
- 地域生活支援拠点等は平成30年に5つの機能のうち『緊急時の受け入れ・対応』ということで、「すわ湖のほとり」「はらむら悠生寮」「精明学園」の3事業所が登録され、この登録により複数の事業所が分担して機能を担う体制である面的整備の体制が整備されました。高齢となった親の緊急入院に伴う障がいのある子どもの生活の場として利用実績があります。今後も、親亡き後の子どもの生活場所として、障がい福祉サービスにつなげられるよう町民への啓発を進める必要があります。また、障がい者虐待の発生時に活用できるようにしていきます。
- 地域とのネットワークづくりについては、福祉台帳の整備により民生児童福祉委員の見守りを行っています。また、各関係団体、町民等から相談があった際には関係部署へ繋ぐなど、情報連携に努めています。今後、引きこもりなど自ら SOS が出せない方に対する見守りや声がけを行える体制整備、居場所づくりなどの地域資源の確保について検討を進める必要があります。
- 諏訪圏域では同行援護、行動援護の利用者は少ないですが、サービス提供事業所が 限られ、移動支援事業を利用せざるを得ない人がいると考えられます。諏訪圏域の 課題として事業所の確保について、自立支援協議会にて検討をしていきます。

施策25 施策推進体制の整備

	主な取組	担当課
ı	障がいのある人のニーズを反映するため、障がい者関係 団体と意見交換を実施し、連携を取りながら福祉施策を 推進します。	保健福祉課福祉係
2	町民、事業者、関連機関等との連携を図り、協働による 施策の推進を図ります。	保健福祉課 福祉係/高齢者係
3	質の高い福祉サービスの提供を図るため、サービス事業 所に対して人材養成研修などを実施します。	
4	ボランティア活動への支援、町民への啓発、入門者向け の研修会などの開催により、障がい福祉の向上を図りま す。	
5	自立支援協議会で、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。	保健福祉課福祉係
6	地域生活支援拠点等の整備については、関係機関と連携 を図り、緊急時の居室確保事業及びコーディネート事業 に取り組みます。	

施策26 地域との協働・支援ネットワークづくり

	主な取組	担当課
_	社会福祉協議会などを拠点として、障がい者、ボランティア、町内会役員や民生児童福祉委員が連携し、地域福祉のネットワークづくりを推進し、その活動を支援します。	保健福祉課福祉係
2	社会福祉協議会など関係団体、民生児童福祉委員、地域住民と連携して、日常的な声がけや見守りを行い地域福祉の推進に努めます。	祖山山水

第5章 第7期下諏訪町障がい福祉計画・第3期下諏訪町障がい児福祉計画

第1節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針

国の定める基本指針に沿って、第7期下諏訪町障がい福祉計画・第3期下諏訪町障がい児福祉計画を策定します。

(1)基本指針

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援 に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を 受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サー ビス等の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、町が実施主体となってサービス等の提供体制を整備し、サービスが必要な人に適切な支援ができる体制を整備するとともに、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、必要な情報提供を行うなど、制度の周知を図り、障がい福祉サービスの活用を促進します。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した サービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、基幹相談支援センターとの連携、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、 生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、重層的支 援体制整備事業との連携を図りながら、包括的な支援体制づくりを推進します。

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児が身近な地域で、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援や 通所支援が受けられるよう障がい児福祉サービスの充実を図ります。また、障がい児の ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の 関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。

⑥障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関と協力して取り組みます。

⑦障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援が必要です。特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。



第2節 障がい福祉サービスの体系

1	障がい福祉サービス				
	(1)訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援			
	(2)日中活動系サービス	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労定着支援、療養介護、短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)			
	(3)居住系サービス	施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)			
	(4)相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援			
2	地域生活支援事業				
	(1)理解促進研修·啓発事業	教室の開催、イベント開催、パンフレットの配布			
	(2)自発的活動支援事業				
	(3)相談支援事業				
	(4)成年後見制度利用支援 事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成			
	(5)成年後見制度法人後見 支援事業	法人後見実施のための研修、法人、後見の活動を安 定的に実施するための組織強化の構築等			
	(6)意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者派遣事業			
	(7)日常生活用具給付等事業	介護·訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報·意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)			
	(8)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業			
	(9)移動支援事業	外出支援			
	(10)地域活動支援センター 事業	創作的活動・生産的活動の機会を提供し、自立生活 の支援			
	(11)町が自主的に取り組む 事業 障がい児福祉サービス	日中一時支援事業、社会参加促進事業			

3 障がい児福祉サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居 宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所 施設、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置

第3節 第7期下諏訪町障がい福祉計画

(1)成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行

国の目標

- 令和8年度末までに令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が地域生活に移行する。
- 令和 8 年度末時点の施設入所者数を令和 4 年度末時点から 5%以上削減する。ただし、第 6 期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めること。

《現状と課題》

- 現在、施設入所者が 18 名いますが、そのうち 5 名が 65 歳以上になっています。住み慣れた施設から地域へ移行するためには体力的、経済的な面から本人への負担が大きくなるため、ニーズ把握などにより慎重に地域移行を推進していく必要があります。
- 地域移行後についても、家族の受け入れ体制及び社会資源の整備不足が懸念されます。

《目標値と設定の考え方》

項目	目標値	考え方
令和8年度末の施設 入所者数	16人	令和 5 年度末時点の施設入所者から令和 8 年度末まで に地域移行した人数を除いた人数
令和8年度末までの 地域移行者数	1人	施設入所からグループホームなどへ移行する人数

《目標達成に向けた取組の方向性》

- ▶ 生活・家庭環境の事情により施設入所をした方については、社会資源の確認をしながら早期に地域移行できるように自立支援協議会と連携し、諏訪圏域として必要な社会資源の整備に努めます。
- ▶ 計画相談支援員と連携を密にし、ニーズに対するサービス支給量や種類が適正化か 定期的に振り返りながらサービス適正化に努めます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の目標

- 令和8年度までに精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 325.3日以上とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定。
- 令和8年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率91.0%以上とする。

《現状と課題》

- 令和 4 年度末に病床を持っている精神科の病院に対して、地域移行のためのニーズ 調査を行っています。
- 調査結果から、一人暮らしの方の体験の場の必要性や地域資源を入院中の方にどのように伝えるかなどの仕組みづくりが課題になります。

《目標値と設定の考え方》

<u>"H</u>	《日际他と改定の考え方》									
				第6期実績			目標値			
項目		単位	令和3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
	協議の場の 1 年間 の開催回数				5	5	6	6	6	
医祉	保健、医療〈精神科 医療機関別〉、福 祉、介護等の関係 者の参画の有無		有無	1	有	有	有	有	有	
	保條	₫					2	2	2	
		精神科		_			1	1	1	
内	医療	精神科以 外の医療 機関					0	0	0	
訳			人		24	20	2	2	2	
D/\	介語						1	1	1	
	当事	者					1	1	1	
	家族	Ę					1	1	1	
	その)他					11	11	11	
協議の場における 目標の設定状況		項目	_			地域での受 入環境整備				
協議の場における 評価の実施状況		回	_	0	0	1	1	1		

■精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用に関する活動指標

		第6期実績			目標値			
項目	単位	令和3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
地域移行支援		0	0	0	0	1	1	
地域定着支援		0	0	0	0	1	1	
共同生活援助		9	8	7	6	7	7	
自立生活援助		0	2	2	2	2	2	

《目標達成に向けた取組の方向性》

▶ 社会資源(医療と福祉)の把握をしながら早期に地域移行できるように自立支援協議会と連携し、諏訪圏域として必要な社会資源(医療と福祉)の整備に努めます。

③ 地域生活支援の充実

国の目標

- 令和8年度末までに市町村又は圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況の検証・検討を行う。
- 強度行動障がいを有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、 支援体制の整備を進める。【新規】

《現状と課題》

- 地域生活支援拠点事業推進会議を立ち上げ、緊急時の受け入れ等について検証及び検討を行ってきており、そこでは緊急時の強度行動障がいがある障がい児の受け入れ施設がないことが課題として上げられ、令和4年度に強度行動障がいについてニーズ調査を行っています。
- 地域移行を推進するための体験の機会と場所の提供が行えるように検討の機会を設けてきました。

《目標値と設定の考え方》

項目	目標値
令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備	設置済
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証 及び検討の年間の実施回数	4回
令和8年度末までの地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	設置済
令和8年度末までに強度行動障がいを有する者に関しての支援体制を整備	有

《目標達成に向けた取組の方向性》

▶ 自立支援協議会と連携し、諏訪圏域として必要な支援体制の整備に努めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

国の目標

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の合計が、令和3年度実績の 1.28 倍以上とする。
- 就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行 実績の 1.31 倍以上とする。
- 就労継続支援 A 型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の 移行実績の 1.29 倍以上とする。
- 就労継続支援 B 型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の 移行実績の 1.28 倍以上とする。
- 令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所を全体の5割以上とする。【新規】
- 地域の就労支援ネットワークの強化、及び、関係機関の連携した支援体制を構築する ため、協議会を活用して推進する。【都道府県】【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績から 1.41 倍以上とする
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業の利用終了後、一定期間の就労定着 率が7割以上の事業所を、2割5分以上とすることを基本とする。

《現状と課題》

- 新型コロナウイルス感染症による福祉就労施設の主たる作業である精密工業の仕事量が減少したり、一般企業において障がい者雇用を検討する余裕がなくなっています。
- 親亡き後の子のことを気にされる親が多く、障がいのある人の経済力をつけるため の収入確保が必要になります。
- 求職者数は年々増加しており、令和5年3月末時点では714人となっており、特に 精神障がい者の求職が増加しています。

《目標値と設定の考え方》

	1					
項目		単位		基準		目標値
				令和 3 年度		令和8年度
福祉施設の利用者のうち、	人数		5	5	6	
業等を通じて、一般就労に 人数の合計	倍率				1.2	
生活介護・自立訓練(機能	能訓練/生活訓練)を	人数		C)	0
通じて一般就労に移行す	るものの人数	倍率				0.0
就労移行支援事業を通し	人数		2	2	3	
一般就労に移行するもの	倍率				1.5	
就労継続支援 A 型事業	人数		1		2	
一般就労に移行するもの	の人数	倍率				2.0
就労継続支援 B 型事業	を通じて	人数		2		1
一般就労に移行するもの	の人数	倍率				0.5
Į	目			単位		目標値
就労移行支援事業所のう	就労移行支援事業	斷数		事業所		1
ち、就労移行率が5割以	就労移行率が5割	以上の事		事業所		0
上の事業所の割合	業所数		售	引合(%)		0%
就労定着支援事業所のう	就労定着支援事業	美所数		事業所		1
ち、就労定着率が7割以	就労定着率が7割	以上の事		事業所		1
上の事業所の割合	業所数		害	引合(%)	100%	

《目標達成に向けた取組の方向性》

- ▶ 自立支援協議会の「就労支援部会」において、関係機関との連携を図り、雇用体制の課題と対策について協議し、障がいのある人の雇用促進のための体制整備に努めます。
- ▶ 離職者や特別支援学校卒業生に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就 労や雇用支援策に関する理解の促進に努めます。
- ➤ 福祉就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、福祉就労施設等の受注機会の拡大について取り組みます。
- 障がい福祉サービスの就労定着支援を活用し、就労後も自立した生活が維持できるように、生活面の課題解決(生活リズム、家計や体調管理など)に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
- ▶ 高齢者に対する就労継続支援 B 型事業等の支援について、計画相談を通じて、サービスの適正化に努めます。
- ▶ 障がいのある人の自立生活の観点から、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、 福祉就労施設から一般就労へつながるように体制構築に努めます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の目標

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)とともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

《現状と課題》

- オアシスにおいて、令和 2 年に相談支援事業所へのアウトリーチを実施し、地域課題の抽出をしていますが、その課題の扱い方の検討には至っておりません。
- ▼ウトリーチから出された地域課題については、必要に応じて自立支援協議会などの関係機関と連携を図り、社会資源の確保・支援体制に努めます。
- 出張 GSV を実施し個別事例の検討にも取り組んでいます。

《目標値と設定の考え方》

項目	目標値
令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置	設置済
協議会の体制確保の有無	有

《目標達成に向けた取組の方向性》

▶ オアシスの体制見直しを進めるとともに、協力して相談支援体制の強化を図る体制 確保に努めます。



⑥ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の目標

■ 令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する 事項を実施する体制を構築する。

《現状と課題》

● 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、それを共有することができておりません。

《目標値と設定の考え方》

	項目		目標値			
	次口	単位	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サ ービス等に係る研修への市町村職 員の参加人数	人	1	1	1	
障害者自立支援 審査支払等シス	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその	有無	有	有	有	
テムによる審査 結果の共有	結果を活用し、事業所や関係自治 体等と共有する体制	実施 回数	1	1	1	

《目標達成に向けた取組の方向性》

▶ 障がい福祉サービスの利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供するため、サービス提供事業所を指導する立場にある職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組、事業所に対する実地指導の結果について県と町との情報共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。

(2)障がい福祉サービスの実績と見込

※令和5年度の実績は9月までの数値から年度値を推計

① 訪問系サービス

1)居宅介護_____

概要	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居 室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
対象	・障害支援区分I以上の者、これに相当する支援の度合いにある障がい児

【前期実績と今期見込量】

D.T.16		第6期実績			第7期見込	
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用時間(時間)	188	164	172	190	200	210
利用者数(人)	23	25	27	27	28	29

2)重度訪問介護

	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者、重度の知的・精神障がい者を対象
概要	に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支
	度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。
対象	・障害支援区分4以上者 ※他に要件あり

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績			第7期見込	
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用時間(時間)	147	154	341	555	555	555
利用者数(人)	1	1	2	2	2	2

3)同行援護

		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人を対象に、外出
	101 35	時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移
	概要	動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援、排せつ・食事の介護そ
		の他外出する際に必要となる援助を行います。
	対象	・「同行援護アセスメント調査票」による基準を満たす重度の視覚障がい者及び
		障がい児 ※他に要件あり

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績			第7期見込	
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用時間(時間)	20	20	15	15	25	35
利用者数(人)	4	3	2	2	3	4

4)行動援護

概要	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生
	じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
小 名	・障害支援区分3以上の知的・精神障がいの者、これに相当する支援の度合い
対象	にある障がい児

【前期実績と今期見込量】

月平均	第6期実績			第7期見込		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用時間(時間)	24	0	1	3	18	18
利用者数(人)	1	0	1	1	2	2

5)重度障害者等包括支援

概要	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括
	的に行います。
対象	・障害支援区分6で、意思疎通を図ることが著しい支障がある者、これに相当
	する支援の度合いにある障がい児 ※他に要件あり

【前期実績と今期見込量】

月平均	第6期実績			第 7 期見込		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用時間(時間)	0	0	0	0	240	240
利用者数(人)	0	0	0	0	1	1

《確保のための方策》

- ▶ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を図り、諏訪圏域に必要な社会資源の整備を推進していくことに努めます。
- ▶ サービスの質的向上を図るため、専門的な人材育成確保に努めます。
- ▶ 障がい福祉サービスの情報入手先として町広報誌などからという方が多いことから、引き続き広報誌を通じた情報提供に努め、若い世代に対しては ICT を活用した周知に努めます。
- ▶ 重度障害者等包括支援については、対象者の適切な把握に努め、サービス提供体制の整備に努めます。

② 日中活動系サービス

1)生活介護

	概要	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設などで食事や入浴、排せ
		つなどの介護や生活上の支援、創作的活動の機会を提供します。
	対象	・障害支援区分3(施設入所を伴う場合は障害支援区分4)以上の者
		・50 歳以上は障害支援区分2(施設入所を伴う場合は障害支援区分3)以上の者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	664	702	740	780	800	820
利用者数(人)	35	42	39	39	40	41

2)自立訓練(機能訓練)

細曲	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練な
概要	どを一定期間行います。
	・地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要
対象	な者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	0	0	0	30	30	30
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

3)自立訓練(生活訓練)

概要	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期 間行います。
対象	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者

	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用日数(人日分)	19	10	2	10	10	20	
利用者数(人)	2	1	1	1	1	2	

4)就労選択支援【新設】

概要	障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
対象	・就労支援サービスを利用する意向のある者

《現状課題》

▶ 法改正により新設されたサービスです。今後、ニーズに応じ、このサービスの提供体制等のあり方について検討を行っていく必要があります。

5)就労移行支援

概要	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
対象	・一定就労を希望し、知的・能力の向上、職場探しなどを通じ適性に合った職場 への就労などが見込まれる者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	59	62	118	96	150	150
利用者数(人)	4	4	7	6	7	7

6)就労継続支援(A型)

	- 7 37075 4 E 1707 C 1 - E 7						
	概要	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のた					
		めの訓練を行います。					
		・就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者					
	対象	・特別支援学校を卒業後、就労を希望したが雇用に結びつかなかった者					
		・一般企業を離職したなど就労経験はあるが、現に雇用関係がない者					

	第 6 期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	261	227	195	209	260	320
利用者数(人)	15	12	11	11	13	16

7)就労継続支援(B型)

	概要	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のた
		めの訓練を行います。
		・就労したが離職した者及び一定年齢に達しており、就労が困難な者
	壮 名	・50 歳に達している人又は障害年金 級受給者
	対象	・上記対象に該当せず、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、課題等
		の把握が行われている利用希望者

【前期実績と今期見込量】

1000000000000000000000000000000000000						
		第6期実績		第 7 期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	634	638	640	680	840	840
利用者数(人)	38	38	42	40	42	42

8)就労定着支援

押 亜		生活リズムや体調、家計管理などに関する問題解決に向けて、企業・自宅等への
	概要	訪問や来所により、指導や助言などを行います。
	対象	・就労移行支援の利用を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活
	刈水	面に課題が生じている者

【前期実績と今期見込量】

D-716	第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	0	0	0	2	3	4

9)療養介護

細工亜	医療と常時介護を必要とする人に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や
概要	入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。
対象	・ALS患者などで呼吸管理を行っている障害支援区分6の者
刈多	・筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5の者

	第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	3	3	3	3	4	4

10)短期入所(福祉型)

抽曲	介護者が病気などで一時的に障がいのある人の介護ができない場合、障害者支援
概要	施設などで入浴や排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。
计名	・障害支援区分Ⅰ以上の者
対象	・必要な支援度合いが障害支援区分Ⅰ以上に該当する障がい児

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	46	37	30	30	44	44
利用者数(人)	4	3	6	5	7	7

11)短期入所(医療型)

概要	介護者が病気などで一時的に障がいのある人の介護ができない場合、病院などで	
	入浴や排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	
		・障害支援区分5以上の遷延性意識障がい者・児、重症心身障がい者・児
	対象	・障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行って
		いる者

【前期実績と今期見込量】

D-714		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	4	3	0	7	14	14
利用者数(人)	1	1	0	1	2	2

- ▶ 就労については、関係機関と連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障がい者の就労が円滑に進むように基盤整備に努めます。
- ▶ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を図り、諏訪圏域として必要な社会資源の整備に努めます。
- ▶ 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように諏訪圏域のニーズ を把握し、サービス向上に努めます。

③ 居住系サービス

1)施設入所支援

概要	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人 で単身の生活が困難な人及び通所が困難な人に夜間の居住の場を提供し、日常生 活上の支援を行います。
対象	・障害支援区分 4(50 歳以上は区分 3)以上の者

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	17	18	18	18	18	17

2)自立生活援助

概要	定期的に居宅へ訪問して日常生活上の課題を確認するとともに、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
対象	・施設入所やグループホームから一人暮らしへ移行した障がい者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用者数(人)	0	2	2	2	2	2	
うち精神障がい者の 利用者数(人)	0	2	2	2	2	2	

3)共同生活援助(グループホーム)

	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している身体障が
#111 #15	いのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、
概要	相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介
	護等も行います。
计	・夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を必要とする者
対象	・食事や入浴などの介護が必要な者(障害支援区分の認定が必要です。)

		第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度		
利用者数(人)	22	24	28	28	30	31		
うち日中サービス支援型の利用者数(人)	2	3	4	4	5	5		
うち精神障がい者の 利用者数(人)	9	8	7	7	7	7		

《確保のための方策》

- ▶ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を図り、諏訪圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ▶ 町民への理解と町内会等への啓発促進に努めます。
- ▶ 身近なグループホーム等で宿泊体験を行い、地域移行を段階的に進めます。

④ 相談支援サービス

1)計画相談支援

概要	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。
対象	・障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	38	36	33	35	37	39

2)地域移行支援

概要	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談など
1945 女	を行います。
対象	・障害者支援施設などに入所している障がい者又は精神病院に入院している精神
刈水	障がい者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1	
うち精神障がい者の 利用者数(人)	0	0	0	1	1	1	

3)地域定着支援

概要	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談など の対処を行います。
対象	・居宅において単身などで生活する障がい者

	第6期実績			第 7 期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用者数(人)	2	2	2	2	3	3	
うち精神障がい者の 利用者数(人)	0	0	0	0	1	1	

《確保のための方策》

- ▶ 当事者や家族などが気軽に相談できるように情報発信や啓発に努めます。
- ▶ 指定特定相談支援事業所等の実地指導を行い、相談支援事業者のサービスの質の確保と自立支援給付の適正化に努めます。
- ▶ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携し、諏訪圏域に必要な社会資源の 確保に努めます。
- ▶ 基幹相談支援センターと協働でサービス等利用計画の精査を行い、サービス等利 用計画の質の確保を図ります。

(3)地域生活支援事業の実績と見込

地域生活支援事業には、「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談 支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思 疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事 業」、「地域活動支援センター事業」等の必須事業と、市町村が任意に行うことができ る「任意事業」があります。各サービスの内容と給付実績、見込については次のとお りです。

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人の理解を深めるための研修や啓発 (イベントや 教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援 します。

③ 相談支援事業

概要	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。
対象	・サービスを利用するすべての障がい者及びサービスを希望するすべての人

D-716		第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
相談支援事業 (実施箇所数)	1	1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター		諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス					
自立支援協議会		諏訪地域障がい福祉自立支援協議会					

④ 成年後見制度利用支援事業

概要	成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。
対象	・成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者

【前期実績と今期見込量】

D-716		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度			令和8年度
成年後見制度利 用支援事業(人)	0	0	0	1	1	1

《確保のための方策》

▶ 高齢者施策との連携に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

概要	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を 整備し権利擁護を図ります。
対象	・成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利 用支援事業(人)	4	4	5	7	8	10

《確保のための方策》

▶ 利用促進のために「諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター」の周知に努めます。

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などの理由により、判断能力が十分でない方の財産や権利を守るための制度です。本人が不利益にならないように、家庭裁判所に選任された「成年後見人」や「保佐人」などが、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行います。こうした方たちの相談や支援を行うため、当町では「諏訪市総合福祉センター」内に「諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター」を設置しています。

成年後見制度の利用が進むことで、後見人が不足しています。諏訪圏域全体での 成年後見制度の利用促進及び広域的な受任調整を通じ、地域連携ネットワークの構 築を推進していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者·要約筆記者派遣事業

概要	視覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び 要約筆記者の派遣を行います。
対象	・視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者·要約 筆記者派遣事業 (件)	6	5	2	4	4	4

《確保のための方策》

- ▶ サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供をします。
- ▶ 町が主催する行事等において、手話通訳を行うなど合理的配慮を推進します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

概要	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
対象	・各用具で定められている障がい部位や手帳等級等の要件を満たす方

【前期実績と今期見込量】

D-714		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
介護·訓練支援用 具(件)	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用 具(件)	1	1	3	2	2	2
在宅療養等支援 用具(件)	0	3	1	2	2	2
情報·意思疎通支 援用具(件)	2	0	1	2	2	2
排泄管理支援用具(件)	306	269	300	300	300	300
居宅生活動作補助用具(件)	0	0	4	1	1	1

- ▶ サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供をします。
- ▶ 使用頻度が高い、膀胱や直腸機能障がいのある方が使用するストマ用具給付など もあるため、低所得者層の利用負担の軽減を引き続き行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活
概要	を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話の技術を習得
佩安	する者を養成します。諏訪地域 6 市町村の委託を受けて、岡谷市社会福祉協議
	会が入門・基礎過程の講座を開催します。
対象	・一般町民

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績	第 7 期見込				
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度			令和8年度	
手話奉仕員養成 講座修了者(人)	2	6	5		7	2	2

《確保のための方策》

→ 研修事業の周知を行い、参加者が増加するよう取り組みます。

9 移動支援事業

1111 西	屋外での移動に困難がある障がい者に、地域での自立生活及び社会参加を促す
概要	ために移動のための適切な支援を行います。
	在宅の障がい者等であって、次に掲げるいずれかの要件を満たす方
対象	・身体障害者手帳を所持している方
刈豕	・療育手帳を所持している方
	・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

【前期実績と今期見込量】

<u></u>						
,		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	38	40	45	43	43	43
延べ利用時間 (時間)	1,848	1,393	1,350	1,400	1,400	1,400

- ▶ 自立生活及び社会参加の促進を図るため、障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供をします。
- 利用者自身が自らの障がい状況等に合った事業所を選択できるように、事業所の 情報提供を行っていきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

概要	障がい者の創作的活動・生産的活動の機会を提供し、社会との交流促進を図り自立した生活の支援を行います。
対象	・身体・知的の障がい者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1	
利用者数(人)	12	11	11	12	13	14	

《確保のための方策》

- ▶ 体験の受け入れを行い、利用と周知の促進に努めます。
- ▶ 送迎について検討します。

① 日中一時支援事業(タイムケア)

概要	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や障がい者を日常的 に介護している家族が一時的な休息をとれるよう支援します。
対象	・すべての障がい者

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	41	41	46	45	45	45

- ▶ サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供をします。
- ▶ 利用者自身が自らの障がい状況等に合った事業所を選択できるように、事業所の 情報提供を行っていきます。

① 社会参加促進事業

◆スポーツ、レクレーション

下諏訪町社会福祉協議会では、障がい者の人や引きこもりの方を対象に、わくわ くハンドメイド講座を開催しています。

◆声の広報

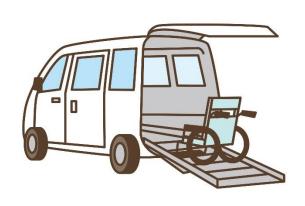
文字による情報入手が困難な障がい者に「やまびこの会」のご協力により、町広報「クローズアップしもすわ」を声の広報として発行しています。

◆自動車運転免許取得、自動車改造費助成

障がい者の社会復帰、社会参加促進や外出支援をするため、運転免許取得及び改 造費を助成しています。

◆福祉タクシー等利用料金助成

在宅の重度障がい者の社会参加促進や外出支援をするため、諏訪地区管内に営業 所があるタクシー・循環バス(あざみ号・スワンバス)、町内公衆浴場(一部の浴 場を除く)を利用する際に、その料金の一部を助成しています。



(4)基盤の整備

各障がい福祉サービス利用者の要望に応えられるよう町の基盤整備を検討するとと もに、事業者と連携して諏訪圏域における面的な整備を図ります。

(単位:人)

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護		32	35	36	37
【再掲】生活介護(通所のみ)		14	18	19	21
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)		1	1	1	1
就労選択支援				1	1
就労移行支援		3	4	7	7
就労継続支援(A型)		19	9	12	14
就労継続支援(B型)	必要とする	29	31	38	38
就労定着支援	定員数(枠)	0	2	3	4
療養介護		3	3	4	4
短期入所(福祉型)		3	5	7	7
短期入所(医療型)		1	1	2	2
自立生活援助		2	2	2	2
共同生活援助		24	28	30	31
うち日中サービス支援 型共同生活援助		3	4	5	5
施設入所支援		18	17	17	16
特定相談支援		4	4	5	5
一般相談支援 (地域移行支援)	町内に所在 する事業所数	1	1	1	1
一般相談支援 (地域定着支援)		1	1	1	1

第4節 第3期下諏訪町障がい児福祉計画

(1)成果目標

障がい児支援の提供体制の整備等

国の目標

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、市町村又は 圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保 育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに【各都道府県】、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築する【各都道府県及び必要に応じて政令市】
- 令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
- 令和8年度末までに医療的ケア児支援センターを設置する。【都道府県】【新規】
- 令和8年度末までに障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。【各都道府県及び各政令市】【新規】

《現状と課題》

- 諏訪圏域において児童発達センター(この街きっず学園)が既に設置されています。
- 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスとして、町内に「重症心身障がい 児(者)通所事業もあ」があり、重症心身障がい児に対応しています。
- 令和5年度より諏訪圏域において医療的ケア児の支援のためコーディネーターを オアシスに配置しました。

《目標値と設定の考え方》

	項目		基準値	目標値
	供口	単位	令和3年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置		箇所	1	1
重症心身障	児童発達支援事業所数	古光元	1	1
がい児支援	放課後等デイサービス事業所数	事業所	1	1
医療的ケア 児等支援の	関係機関の協議の場の設置(圏域設置)	有無	無	無
ための協議 の場	医療的ケア児等コーディネーターの配 置人数	人	0	2

《目標達成に向けた取組の方向性》

▶ 保健・保育・教育・福祉部署等で連携を取りながら支援体制の充実を図ります。



(2)障がい児福祉サービスの実績と見込

※令和5年度の実績は9月までの数値から年度値を推計

1)児童発達支援(医療型児童発達支援含む)

	児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所において、日常生活における基
#111 ##	本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
概要	医療型児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、
	知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を行います。
 计名	・未就学の障がい児
対象	・上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある障がい児

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用日数(人日分)	141	174	167	182	208	238	
利用児童数(人)	15	17	14	15	16	17	

2)放課後等デイサービス

概要		学校に通学している障がい児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、
10元 安	Ť	生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
++ <i>(2</i>	3	・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に
対象	R	就学している障がい児

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用日数(人日分)	200	214	306	360	384	408	
利用児童数(人)	17	17	28	30	32	34	

3)保育所等訪問支援

概要	保育所等を利用中の障がい児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
対象	・保育所等に通う障がい児

D-714	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用日数(人日分)	2	3	5	5	6	7	
利用児童数(人)	2	3	5	5	6	7	

4)居宅訪問型児童発達支援

概要	障害児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や必要なサ ービス利用に向けたマネジメントを行います。
対象	・重度の障がい等の状態にある障がい児

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(人日分)	0	0	0	0	0	22
利用児童数(人)	0	0	0	0	0	1

5)障害児相談支援

概要	障がい児の通所支援に関する計画案の作成や検証、事業者との連絡調整を行います。
対象	・障がい福祉サービスの申請又は変更の申請に係る障がい児の保護者

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績			第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用児童数(人)	10	13	15	16	17	18	

6)福祉型障害児入所支援

概要	障がい児や、療育の必要性が認められた児童について、施設などで入浴や排せつ、 食事の介護など日常生活上の支援を行います。
対象	・身体に障がいのある児童や知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童

		第6期実績		第7期見込		
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
利用児童数(人)	0	0	0	0	0	0

7)医療型障害児入所支援

概要	障がい児や、療育の必要性が認められた児童について、施設などで入浴や排せつ、 食事の介護など日常生活上の支援や治療を行います。
対象	・入所等する障がい児のうち知的障がい児や肢体不自由児、重症心身障がい児

【前期実績と今期見込量】

	第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
利用児童数(人)	2	2	2	2	1	1	

8)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

生活する上で医療的ケアを必要とする障がい児について、保健、医療、福祉その 概要 他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援 専門員等を配置し、総合的な支援体制を構築します。

【前期実績と今期見込量】

		第6期実績			第7期見込			
月平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度		
配置人数(人)	0	0	1	1	1	1		

- ▶ 教育こども課こども家庭相談係、保育係等の関係部署や関係機関と連携を図り、 幼児期の障がい児に必要な支援等を進めていきます。
- ▶ 教育こども課教育総務係等の関係部署や関係機関と連携を図り、児童期の障がい 児に必要な支援等を進めていきます。
- ▶ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を図り、諏訪圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ▶ 障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設である児童発達支援センター(この街きっず学園)と連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。
- ▶ 居宅訪問型児童発達支援については、対象者の適切な把握に努め、自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携し、諏訪圏域として必要なサービス提供体制の整備に努めます。
- 医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に努めます。

(3) 障がいのある子どもや心身の発達が気になる子ども等への支援

障がいのある子どもだけでなく、心身の発達が気になる子どもやその親への支援も併せて充実させることが求められています。「下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら、担当部局との連携に務めるとともに、相談支援体制の充実や必要としている福祉サービスへとつなげるための支援を推進します。

項目	内容
幼児健診	発達障がい等を早期に発見するため、幼児健診を実施します。
せせらぎ園	低年齢層の障がいのある子どもや、発達の支援を必要とする子ども
(発達支援通	に、心身発達のための保育や訓練、親子関係の形成を援助するため
園訓練施設)	の指導を行います。
障がい児保育	保育所で障がいのある子どもを受け入れ、集団保育を通じ成長発達
中が V 九 休 月	の促進を図ります。
おはなしの	 ことばの発達等に不安のある園児や保護者への指導を行います。
広場	ことはり元廷守に主义ののる图儿、休暖石、の旧寺と刊をより。
のびのび	保護者の方の子育てに対する悩みや不安を共有しながら、一人ひと
くらぶ	りの子どもに合わせて、専門職員が遊びを通して支援を行います。
(5 歳児発達	
支援事業)	
療育コーディ	障がいのある子どもの発達や育ち、福祉サービスの利用等に関する
ネーター	相談を保護者から受け、県が配置し関係機関につなげる役割を持つ
	療育コーディネーターと連携を取り、専門的な相談に対応できる体
	制を整備します。
作業療法士の	信濃医療福祉センターの作業療法士が保育所や学童クラブへ訪問
訪問指導	し、障がいのある子どもや発育の心配のある子どもの日常生活の観
	察を通じて、今後の保育の方法や家庭生活での助言を行い、必要な
	お子さんについては医療につなげます。
障がい児教育	心身に障がいのある幼児・児童・生徒に適切な支援を行い、可能性を
の充実	最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人や保護者のニーズ
	に応じた適切な就学相談や指導を行います。
障がい児学童	学童クラブで障がいのある子どもを受け入れ、保護者との相談を行
保育	いながら個別保育を通じた成長発達の促進を図ります。

(4)基盤の整備

各障がい児福祉サービス利用者の要望に応えられるよう町の基盤整備を検討すると ともに、事業者と連携して諏訪圏域における面的な整備を図ります。

(単位:人)

種類		令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援		8	8	9	11
放課後等デイサービス		10	16	17	18
保育所等訪問支援	必要とする	3	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	定員数(枠)	0	0	0	1
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		2	2	1	1
障害児相談支援	町内に所在 する事業所数	4	4	5	5



資料編

1. 計画の策定経過

時期	項目	主な内容
令和5年 7月19日	第 回策定委員会	・計画策定概要説明・アンケート調査について
令和5年 8月8日~8月25日	アンケート調査実施	・障害者手帳所持者及び自立支援サ ービス、障害福祉サービスの利用者 を対象としたアンケート調査
令和5年 9月14日~9月19日	関係団体ヒアリング	・町内の関連団体、障害福祉サービ ス事業所へのヒアリング調査
令和 5 年 10 月 30 日	第2回策定委員会	・アンケート調査結果報告 ・計画骨子案について
令和5年 12月21日	第3回策定委員会	・計画素案について
令和6年 月19日~2月19日	パブリックコメントの 募集	・計画素案に対する市民意見の募集
令和 6 年 3 月 18 日	町長報告	

2. 策定委員会設置要綱

下諏訪町障がい者計画、下諏訪町障がい福祉計画及び下諏訪町障がい児福祉計画策定委員会 設置要綱

平成 | 8年5月30日 町要綱第 | 8号

(設置)

第 | 条 下諏訪町障がい者計画、下諏訪町障がい福祉計画及び下諏訪町障がい児福祉計画を策定するため、下諏訪町障がい者計画、下諏訪町障がい福祉計画及び下諏訪町障がい児福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、下諏訪町障がい者計画、下諏訪町障がい福祉計画及び下諏訪町障がい 児福祉計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

- 第3条 策定委員会は、委員 | 0人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町民又は町内の各種団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が完了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各 | 人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 策定委員会は、委員の2分の I 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係する者に、策定委員会の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

3. 策定委員名簿

氏名	所属団体	備考
やま だ たか み 質	下諏訪町区長会	委員長
くま がい やす お	下諏訪町民生児童福祉委員協議会	副委員長
中村裕二	下諏訪町社会福祉協議会	
西山英敏	当事者及びその家族	
荒井千恵	諏訪圏域障がい者総合支援センター	
にり なし はま ひろ ゆき 尻 無 浜 博 幸	大学教授(松本大学)	
長谷川登	療育専門医療機関(信濃医療福祉センター)	
中村晶子	町内事業所(工房エリア下諏訪)	
本田梨景	町内事業所(ららら・らんど)	
*** # # # # # # # # # # # # # # # # # #	一般公募	

順不同・敬称略

4. 用語解説

	用語	解説
あ行	医療型児童	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下で
	発達支援	の支援が必要と認められた障がい児へ、日常生活の基本的な動
		作の指導、知識技能の付与、集団生活適応訓練、その他必要な
		支援及び治療を行うことです。
か行	GSV (グループ	GSV (グループスーパービジョン) とは、支援をしていく中で困
	スーパービジ	った際に、一人で考えるのではなく、支援者が集まり意見を出
	ョン)	し合う中で、良い解決策や対応方法を検討していく手法です。
	高次脳機能	病気や事故によって脳が損傷を受けたために、言語や記憶など
	障がい	の機能に障がいがある状態のことです。
	合理的配慮の	合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリア
	提供	を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝
		えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。
		会社、店等の民間事業者の場合は努力義務となっていますが、
		国・都道府県・市町村等の行政機関においては法的義務となっ
		ています。
さ行	自助、共助、	「自助」とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事
	公助の原則	前に避難したりするなど、自分で守ることです。「共助」とは、
		地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消化
		活動を行うなど、周りの人たちと助け合うことを指します。「公
		助」とは、町役場や消防・警察による救助活動や支援物資の提
		供など、公的支援のことです。
	社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁
		となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切
		のものをいいます。
	障がい者虐待	① 養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等
		による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいい
		ます。
	障害者虐待	障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、
	防止法	障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を
		防止することが極めて重要であることに鑑み、障がい者に対す
		る虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に
		対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援の
		ための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護
		者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権
		利利益の擁護に資することを目的とする法律のことです。

	用語	解説
さ行	障害者差別	すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることが
	解消法	なく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実
		現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目
		的とする法律のことです。
	ジョブコーチ	安心して働き続けるには、障がい特性に応じた職場環境と家庭
	(職場適応援	での生活環境づくりが必要です。ジョブコーチが本人、事業主、
	助者)支援制	家庭に適切なサポートやアドバイスを行います。
	度	
	諏訪圏域障が	就職を希望されている障がいのある人、又は在職中の障がいの
	い者就業・生	ある人が抱えている課題に対して、雇用や福祉の各機関と連携
	活支援センタ	し、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業と生活
	ーすわーくら	の一体的な支援を行う機関です。
	۲٬۰3٬	
	諏訪圏域障が	オアシスでは、諏訪地域にお住まいの障がい(身体・知的・精
	い者総合支援	神・発達障がい・難病等)のある人、その家族及び関係者から
	センター(基	の生活全般に関する相談を受け付けます。
	幹相談支援セ	一人ひとりのお話を聞き、自分に合ったライフスタイルを実現
	ンター)オア	できるように、必要なサービスや活動の場などを紹介します。
	シス	
	諏訪地域障が	障がい者、その家族、関係機関、行政などにより構成され、障
	い福祉自立支	がい福祉に関する課題や体制整備について協議を行う組織のこ
	接協議会	とです。
	成年後見制度 	判断能力の不十分な成年者(知的障がい、精神障がい、認知症
	A 11 /1 A 4 L	など)の財産や権利を保護するための制度のことです。
	全世代・全対	すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた
	象型地域包括	適切な支援が受けられる「地域づくり」を進めることです。
+ 1=	支援体制	碎少,老 の毛库儿
た行	│地域生活支援 │拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支 援のための機能を持つ場所や体制のことです。居住支援のため
	120点等	援めための機能を持り場所や体制のことです。居住文援のため の主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の
		機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの
	 特別支援教育	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せ
	支援員	つ、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行
	人及兵	ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを
		行ったりします。
な行	ノーマライゼ	障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含す
	ーション	るのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同
		等の権利を享受できるようにするという考え方や方法です。
	l	

	用語	解説
は行	8050 問題	80 代の高齢の親が 50 代の中年の子どもの生活を支えるという
		逆転の構図がみられる社会問題です。背景には子どもの長年の
		「引きこもり」がみられるケースが多く、親子ともに社会的に
		孤立し、生活が立ち行かなくなる恐れがあります。
	発達障がい	発達障害者支援法において、「発達障がい」は「自閉症、アスペ
		ルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠
		陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってそ
		の症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定める
		ものをいう(第2条)」と定義されています。
	バリアフリー	社会生活上、障壁(バリア)となるものが除去された状態を
	化	いいます。段差など物理的障壁を除去するためにバリアフリー
		設計が行われます。近年では、ハード面のみならず、ソフト面、
		例えば制度化、文化・情緒面、意識上の障壁を除去することも
		バリアフリーの範囲に含めるようになっています。
	避難行動要	災害が発生したときに、必要な情報を迅速かつ適確に把握し、
	支援者名簿	災害から身を守るため、安全な場所に避難するなど災害時の一
		連の行動をとるのに支援を要する人の名簿のことです。
	不当な差別的	国・都道府県・市町村などの行政や、会社やお店などの事業者
	取扱いの禁止	が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由
		として差別を禁止することをいいます。
	法定雇用率	民間企業、国、地方公共団体などは、「障害者の雇用の促進等に
		関する法律」に基づき、割合に相当する数以上の身体障がい者
		又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされていま
		す。重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、それ
		ぞれの雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を
		雇用しているものとみなされます。平成 18 年 (2006 年) 4 月の
		法改正によって、精神障がい者も法定雇用の対象となりました。
や行	有効求職者	公共職業安定所において求職登録をしている者のうち、就職未
		決定の求職者をいいます。ただし、職業訓練を受講している者
		又は病気や障がいの悪化などにより、当分の間、職業紹介の対
		象とならない者(保留中の者)を除きます。
	ユニバーサル	調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲
	デザイン	ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサ
		ービスの設計のことをいいます。(【障害者の権利に関する条約
		第2条(定義)】より)

	用語	解説
ら行	ライフ	乳幼児期、児童期、青年期、成人期、老人期など、人が生まれ
	ステージ	てから死に至るまでの様々な過程における段階のことです。
	リハビリテー	障がいや疾患によって落ちてしまった能力を、基本的な歩行な
	ション	どの動作・日常生活動作の回復を図り、今ある能力を最大限発
		揮することで元の生活に戻るための治療のことをいいます。
	療育コーディ	保護者の方や保健・保育・教育関係の先生方からの障がいのあ
	ネーター等	る子どもの発達や育ち、福祉サービスの利用について様々な相
		談を受け、関係機関につなげる人のことをいいます。
	老老介護	主に 65 歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介
		護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指し、高
		齢者の介護を高齢者が行うことをいいます。

第4期下諏訪町障がい者計画 第7期下諏訪町障がい福祉計画 第3期下諏訪町障がい児福祉計画

令和6年3月発行

発行 下諏訪町保健福祉課 〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613-8

電 話:0266-27-1111 (代表)

ホームページ: https://www.town.shimosuwa.lg.jp/